

# 二宮町第2次環境基本計画

平成24年度～平成34年度



平成24年3月

二宮町



## はじめに

東京から東海道本線で下ってくると、車窓から「田舎らしい」素朴な風景が目の前にはじめて飛び込んでくるのが二宮町です。豊かな自然と温暖な気候に恵まれ、都心へ60分あまりで行けることから、ベッドタウンとして発展してきました。

早咲きの菜の花と富士山、箱根や丹沢の山々、三浦半島から伊豆半島までが一望できる吾妻山は、毎年多くの人を訪れる観光スポットとなっています。

また、二宮の海は、海岸線より5キロメートルほど沖に出ると“瀬の海”と呼ばれる平坦な大陸棚があり、暖かい太陽の光を浴びて、プランクトンが多く発生し、多種多様な魚が集まり、豊かな海の幸をもたらしてくれる貴重な財産です。

このように自然豊かな二宮町ですが、開発等による自然環境の減少、駅前周辺の交通混雑、遊休農地の増加など、様々な課題も抱えています。また、世界規模でみると、地球温暖化による気候変動やオゾン層の破壊、海面の上昇など深刻な問題が山積しています。

そのため、私たちの身の回りにおいても、廃棄物の発生抑制や自然エネルギーの活用など環境負荷の少ないライフスタイルの転換が求められています。

このような状況の変化を踏まえ、二宮町では、平成14年3月に策定した二宮町環境基本計画の計画期間が終わることから、新たな計画として、二宮町第2次環境基本計画を策定しました。基本理念を『のこしたい・つたえていきたい・ふるさとを ~里山・里地・里川・里海と暮らすまちにのみや~』とし、自然豊かで素朴な二宮の良さを将来に受け継ぐことをめざすものとなっております。そのためには、町民・事業者・町（行政）が連携・協力のもと、環境問題に取り組んでいくことが不可欠です。二宮の将来のために皆様のご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりましては、環境審議会委員をはじめ、環境に関する町民アンケートなど多くの皆様から貴重なご意見・ご協力をいただきましたことを心から感謝申し上げます。

平成24年3月



二宮町長 坂本孝也

## 目 次

第 1 章	計画の趣旨	1
	計画策定の背景と目的	1
	計画の位置づけ	1
	計画の対象	2
1	自然環境	2
2	生活環境	2
3	地球環境	2
	計画の期間	2
第 2 章	環境の現状と課題等	3
	環境問題をめぐる動向	3
1	生物多様性について	3
2	循環型社会について	5
3	低炭素社会について	7
	二宮町の現状	9
1	社会経済の現状	9
2	自然環境の現状	15
3	環境に関する町民アンケート結果	17
	二宮町の環境の特性と課題	19
1	特 性	19
2	課 題	19
第 3 章	計画の基本的な考え方	21
	計画の基本理念	21
	計画の基本目標	21
	計画の推進方策	22
第 4 章	施策の展開	23
	施策の体系	23
	施策の展開	24
第 5 章	計画の推進方策	30
	“町民・事業者・町”による計画推進	30
1	きっかけづくり	30
2	仲間づくり	30
3	運動づくり	31
	“横断的な取組”による計画推進	32
1	テーマ横断的な取組	32
2	国・県・近隣市町村等との連携	32
	“学習・情報共有”による計画推進	33
1	普及啓発・学習	33
2	情報の収集と提供	33
参 考 資 料		35
	二宮町環境基本条例	36
	二宮町第 2 次環境基本計画に関する諮問・答申	39
	二宮町環境基本計画の策定経過	40
	二宮町環境審議会委員等名簿	42
	環境に関する町民アンケート調査結果（概要）	43
	二宮町概略図	48





# 第1章 計画の趣旨

## 計画策定の背景と目的

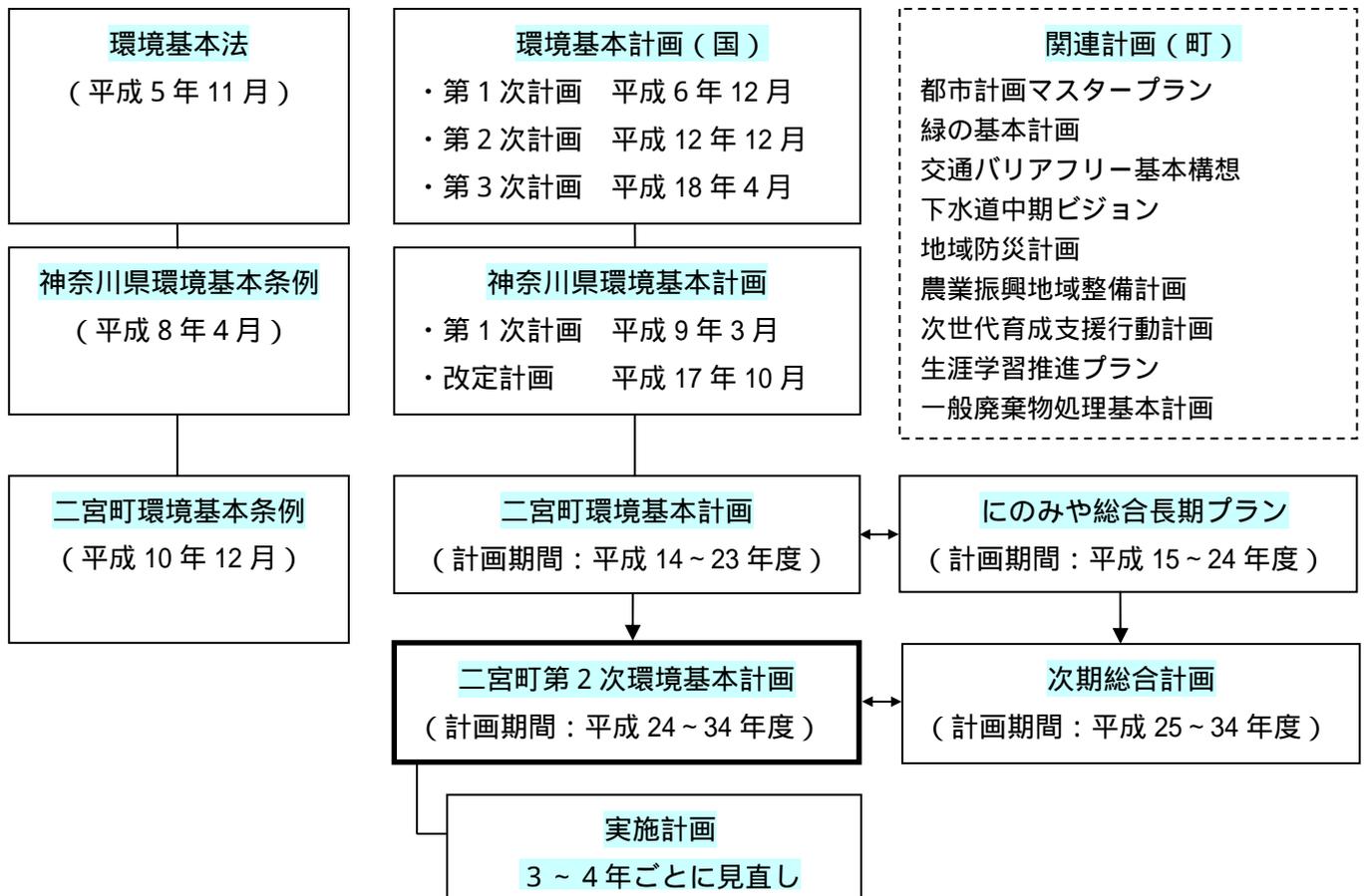
これまで町では、平成14年3月に策定された『二宮町環境基本計画』にもとづき、目標像の“みんなが参加し、考え、育む 安心して暮らせる快適な環境のまち へのみや”の実現をめざして、吾妻山や葛川をはじめとする豊かな自然環境の保全、ごみの分別収集、町民による環境活動の促進などに取り組んできました。

近年、温室効果ガスの削減等を通じた低炭素型社会への転換や、生物多様性の保全等の取組が国内・国際的にも注目され、ごみの削減等による循環型社会の形成とともに、持続可能な社会の実現に向けて、より一層の取組が必要とされています。

平成14年3月に策定された『二宮町環境基本計画』の計画期間が10年間（平成23年度まで）とされており、環境を取り巻く状況の変化に対応するため、『二宮町第2次環境基本計画』として策定することとしました。二宮町の自然・社会環境を生かしながら、将来に残したい環境の保全や創出に向けて、町民・事業者・町が一体となって取り組むことをめざすものです。

## 計画の位置づけ

二宮町環境基本条例の基本理念等をふまえ、策定が進められている次期総合計画（計画期間の目標年度：平成34年度）との調整を図りつつ計画を策定しました。



<参考> 二宮町環境基本条例（平成10年12月22日 条例 第24号） ~抜粋~

（環境基本計画）

第8条 町長は、環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境保全等に関する目標及び基本的な施策

（2）環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ町民の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、二宮町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

## 計画の対象

二宮町環境基本条例では、環境への負荷とは「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」とされています。

こうした内容をふまえ、計画の対象として取り扱う領域は、次のような項目とします。

### 1 自然環境

動植物の保護や生育環境の保全、緑化の推進など、生物多様性の確保に向けた自然環境に関する事柄を対象とします。

\*関連する計画：緑の基本計画 等

### 2 生活環境

廃棄物の抑制・減量化や再使用・リサイクルなど、循環型社会の形成に向けた生活環境に関する事柄を対象とします。

\*関連する計画：一般廃棄物処理基本計画 等

### 3 地球環境

自然エネルギーの利用や二酸化炭素の排出削減など、低炭素社会の形成に向けた地球環境に関する事柄を対象とします。

\*関連する取組：地球温暖化防止活動推進員 等

## 計画の期間

今回策定する二宮町第2次環境基本計画の期間は、平成24年度から平成34年度までとします。

また、本計画にもとづく実施計画は、3～4年後とに見直し、P D C Aサイクル\*を基本とした事業の進行管理を行っていきます。

\*P:Plan（計画） D:Do（実行） C:Check（評価） A:Act（改善） P:Plan（計画）のサイクルにより、継続的に計画の見直しや業務の改善を行うこと。

## 第2章 環境の現状と課題等

### 環境問題をめぐる動向

近年、国際会議等において環境問題をめぐり、“持続可能な発展”に向けてさまざまな議論がなされ、国においても法律の制定や改正とともに、環境に関する各種の計画が策定されています。

こうしたなかで、今回の二宮町環境基本計画の策定にあたり、注目すべき動向や関連する課題として、次の3つの内容があげられます。

- 生物多様性
- 循環型社会
- 低炭素社会

### 1 生物多様性について

#### (1) 生物多様性とは

生物多様性とは

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりを指し、地球上の様々な環境に適応した多くの生きものが暮らしていることをいい、以下の3つのレベルで多様性があるとされます。

##### ) 生態系の多様性

森林、里地里山、河川、湿原など、いろいろなタイプの自然があります。

##### ) 種(種間)の多様性

地球上には、動植物から細菌など500万種～3,000万種の生物種があると推定されています。

##### ) 種内(遺伝)の多様性

同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があります。

#### 生態系サービス

私たちの生活の中で当たり前と思っていることの多くが、生物多様性のたくさんの恵み(生態系サービス)の上に成り立っています。

##### ) すべての生命の存立基盤

例) 酸素の供給、気温・湿度の調節、水や栄養塩の循環、豊かな土壌 など

##### ) 暮らしの基盤

例) 食べ物、木材、医薬品、品種改良、バイオミクリー(生物模倣)\* など

##### ) 豊かな文化の根源

例) 地域性豊かな文化、自然と共生してきた知恵と伝統 など

##### ) 自然に守られる私たちの暮らし

例) 津波の軽減、山地災害・土壌流出の軽減 など

\* 生自然界の生物の機能等を観察し、人間が使用する機械や道具等に応用すること。例：オナモミの実 マジックテープ、カワセミのくちばし 500系新幹線の先頭車両、ハスの葉 撥水加工の素材。大学や企業の研究開発部門で急成長している研究分野で、工学だけでなく医療やエネルギー等の分野でも研究が進んでいる。

## (2) 生物多様性の現状

四方を海に囲まれ、海岸から山や谷にいたる複雑な地形を有している日本は、全国的に降水量に恵まれ、多くの地域で四季があり、南北の中に亜寒帯から亜熱帯にいたる幅広い気候帯が存在し、こうした多様な自然環境の中に約 90,000 種以上の生物種があります。

しかし、私達の経済活動に伴い開発が進み、生物の生息地が減少し、自然環境が変化し、生物多様性へのマイナスの影響を与えており、環境省のレッドリストによると、日本で絶滅のおそれのある野生生物は約 3,000 種もあるとされています。

里地里山では、人との関わりでドジョウやカエル等が生息し、それらを食べる野鳥がいましたが、都市化の進展や山林や農地に人の手が入らなくなったことで生態系のバランスが崩れてきています。また、外来種が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、交雑して遺伝的な攪乱をもたらしたりしています。

IPCC\* 第4次評価報告書によると、地球の平均気温の上昇の程度に応じて、種の絶滅リスクが高まり、干ばつや森林火災が増加し、生態系や食料生産も脅かされる状況にあり、このような生物多様性の劣化が地球温暖化を一層加速させるとされています。

こうしたことから、生物多様性保全は、地球温暖化対策とも関連づけて進める必要があります。

## (3) 生物多様性保全の取組

生物多様性条約にもとづく第10回締約国会議(COP10)\*が2010年10月に名古屋で開催されました。この条約の目的は、次のとおりです。

地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全する

生物資源を持続可能であるように利用する

遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ公平に配分する

日本では、生物多様性条約に基づき、生物多様性基本法が平成20年6月に施行され、政府が生物多様性国家戦略を策定することを国内の法律で義務づけました。

## (4) 生物多様性保全に向けて私たちにできること

私達の衣食住に不可欠な資源や原料は、大半が生態系からもたらされており、生物多様性に配慮したライフスタイルを確立することが求められています。

そのために、普段の生活のなかで利用している製品が、どこでどのように作られ、手元に届いているのか関心を持つことが大切です。例えば、環境に配慮した製品を積極的に購入する、里地里山の保全活動に参加する、などの取組により生物多様性の保全に寄与することができます。

また、事業者も、原材料の生産や調達、製品の製造、販売などにおいて、合法性や持続可能性に配慮することにより、生物多様性の保全に貢献することができます。

\* IPCC：気候変動に関する政府間パネル。1988年に、国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済学的な評価を行い、得られた知見を政策決定者や広く一般に利用してもらうことを任務とする。5～6年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表している。

\* 「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」：参照 <http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kankyo/101030.html>

## 2 循環型社会について

### (1) 循環型社会とは

「循環型社会」とは、廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。

### (2) 循環型社会の現状

一般廃棄物の総排出量は、平成12年度をピーク(約5,500万t)に減少傾向を示しているものの、依然として膨大な量(平成20年度現在 約4,700万t)に及んでいます。

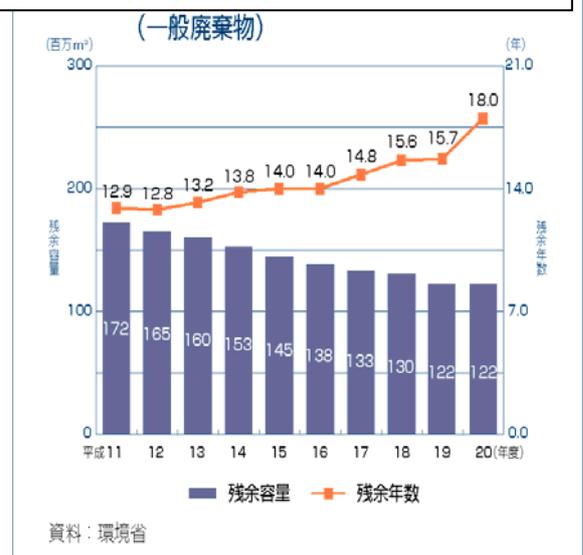
また、一般廃棄物の最終処分量(直接最終処分量と中間処理後に最終処分された量の合計)は553万t、1人1日あたりの最終処分量は119g(いずれも平成20年度末現在)であり、同じく減少傾向が続いているものの、最終処分場の新たな確保が難しくなっていることに伴い、一般廃棄物の最終処分場の残余年数は、18年(平成20年度末時点)と厳しい状況が続いています。

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが急務となっています。

最終処分量と1人1日あたり最終処分量の推移



最終処分場の残余容量と残余年数の推移



### (3) 循環型社会形成の取組

循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、「循環型社会形成推進基本法」(循環基本法)が平成12年6月に制定されました。本法は、次の2つを目的としています。

廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立する

個別の廃棄物・リサイクル関係法律相まって、循環型社会形成に向け実効ある取組の推進を図る  
また、本法は、廃棄物の処理の「優先順位」を、発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分と定めています。

(4) 循環型社会形成に向けて私たちにできること

循環型社会の形成に向けて、それぞれが有する責任を適切に果たしていく必要があります。

そのためには、一人ひとりが日常の生活のなかで、積極的に3R（Reduce リデュース：発生抑制、Reuse リユース：再使用、Recycle リサイクル：再生利用）に取り組む必要があります。

また、行政も「グリーン購入」等を率先して進めるとともに、事業者も3Rに資する製品の製造、販売等に注力するなど、循環型社会づくりの取組を質的に高めていく必要があります。

日常生活でできる循環型社会形成に向けた取組

衣	親子代々伝わる着物の着用
	フリーマーケットの活用等による古着の流通
	不要になった衣類の仕立て直し
食	生産者の名前の付いた商品の消費
	消費期限や賞味期限が先にくる食品を購入・使用
	結婚式等におけるメニュー方式料理の使用
	地元で生産される旬のものの消費
	間伐代を利用した箸の購入・使用
住	長期使用可能な質の高い住宅の設計
	太陽光発電や太陽熱温水器の設置
	断熱性能の高い建材等の使用
	すだれや打ち水の活用
	建築物のリフォーム
余暇	エコツアーリズム
	スタジアムでのリユースカップの使用
	ホテルやレストラン等の生ごみの利活用
もの	家具や道具の長期利用
	長寿命(ロングライフ)製品の購入
	リースやレンタルの活用
	リペアやメンテナンスの普及
	買物袋や風呂敷などの持参
	不必要な容器や包装は受け取らない
	再生品や詰め替え製品、グリーン製品等の購入

出典：環境省「第2次循環型社会形成推進基本計画」をもとに作成

### 3 低炭素社会について

#### (1) 低炭素社会とは

##### 低炭素社会とは

低炭素社会とは、人の生活や経済活動に伴う温室効果ガス\*の排出量を自然が吸収できる範囲以内にとどめる(カーボン・ニュートラル)社会をめざすものです。

地球温暖化による影響は、気温や降雨などの気候変動により、自然環境や人間社会にまで幅広く及びます。地球の平均気温の上昇が続いており、それとともに北極や南極の氷、山岳氷河の減少が見られ、小島嶼国での海面の上昇、デルタ地域での洪水の多発など、地域によって様々な被害が発生しています。また、気温の上昇は生態系への影響も引き起こし、食料生産性の低下、感染症媒介生物の分布の変化による健康への影響も懸念されています。

##### 緩和策と適応策

低炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素の排出を削減する(緩和策)とともに、そうした社会に対応できる対策(適応策)も含めて、あらゆる主体が取組を進めていくことが必要です。

##### ) カーボン・ミニマムの実現

低炭素社会形成のためには、産業、行政、国民など社会のあらゆるセクターが、地球の有限性を認識し、脱大量生産・大量消費・大量廃棄社会に向けて取り組むことが求められています。省エネルギー・自然エネルギーの推進や3Rによる資源生産性の向上等の取組など、二酸化炭素の排出を最小化(カーボン・ミニマム)するための配慮が徹底される社会システムを構築することが必要です。

##### ) 豊かさを実感できる暮らしの実現

これまでは、大量消費や利便性に生活の豊かさを求める社会が先進国を中心に形成されてきました。このような社会から脱却し、家族やコミュニティとの絆、健康、自然との触れ合い、もったいないの心、未来世代への思いやりなどの価値を重要視することを通じて、生活の質の向上につなげていくことが必要です。

##### ) 自然との共生の実現

低炭素で豊かな社会の実現のためには、人間は地球生態系の一部であり、自然は人間とその文化の基盤であることを意識することが大切です。自然の恵みを享受し、さらに、その恩恵によって人類の生存基盤が維持されるような、自然と調和・共生した社会づくりを進めることが必要です。

#### (2) 温室効果ガス\*(二酸化炭素)排出の現状

日本国内の部門別に二酸化炭素排出量の推移をみると、産業部門(工場等)や運輸部門(自動車・船舶等)では、削減努力等の効果によりゆるやかな減少傾向にあります。業務その他部門(商業・サービス・事務所等)及び家庭部門では、二酸化炭素排出量は増加傾向にあり、総体としては産業部門等の削減効果を打ち消す形となってしまうています。

これらの部門は、いずれも既製のエネルギー消費機器を購入して使用するというエネルギー消費形

\*温室効果ガス：大気中にある赤外線を吸収し再放出する気体。二酸化炭素、メタン、一酸化炭素など。

態であり、削減対策が十分にできていないだけにエネルギー使用のムダやムラが潜んでおり、まだまだ対策の余地があるものといえます。

### (3) 低炭素社会実現の取組

平成9年12月の気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において採択された「京都議定書」の目標を達成するための土台として法整備が必要となり、平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」(地球温暖化対策法)が制定されました。同法により、温室効果ガス排出抑制の取組の促進、地域ごとのきめ細やかな対策の推進が図られています。

また、石油危機を背景として昭和54年に制定された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)は、工場、輸送、建物、機械器具の4つの事業分野における燃料、熱、電気の使用合理化に努めることを定め、地球温暖化対策として重要な推進力となっています。

さらに、自然エネルギーやコ・ジェネレーション\*等の普及のために、平成9年4月に制定された「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」(新エネルギー法)では、国・地方公共団体、事業者、国民等の各主体の役割を明確化する基本方針を策定し、新エネルギー利用等を行う事業者に対する金融上の支援措置等を規定し、普及を推進しています。

### (4) 低炭素社会実現に向けて私たちにできること

政府は温暖化防止のため、次の6つのチャレンジを掲げ国民的な運動を開始しました。

- チャレンジ1 エコな生活スタイルを選択しよう
- チャレンジ2 省エネ製品を選択しよう
- チャレンジ3 自然を利用したエネルギーを選択しよう
- チャレンジ4 ビル・住宅のエコを選択しよう
- チャレンジ5 CO2削減につながる取組を応援しよう
- チャレンジ6 地域で取り組む温暖化防止活動に参加しよう

平成23年3月11日に発生した東日本大震災とこれに続く東京電力福島第一原子力発電所の事故によって、首都圏でも電力供給に不足が生じ、大規模な計画停電が実施されました。その影響は広く、生活、経済、産業に大打撃という切実な危機を体験しました。

そこで、神奈川県では、原子力への依存の低下を図るとともに、再生可能なエネルギーへの大胆なシフトを図り、太陽光発電を中心とした次世代エネルギー供給モデルの構築をめざす「かながわソーラープロジェクト」を立ち上げ、その取組みのひとつとして安価でソーラーパネルが設置できる仕組み(ソーラーバンクシステム)を開始しました。

また、県の新たなエネルギー政策「かながわスマートエネルギー構想」では、2020年度に県内の電力消費量に対する「創エネ」(太陽光を中心とした再生可能エネルギー)、「省エネ」(電力のピークカット)、「蓄エネ」(電力のピークシフト)を組み合わせることにより20%以上の水準まで高めることを目標としています。

\* コ・ジェネレーション：発電時に発生した廃熱を利用して、冷暖房や給湯等に利用する熱エネルギーを供給する仕組みのこと。病院、ホテル、学校等への導入のほか、限定された地域での集中的な冷暖房等にも利用されている。

## 二宮町の現状

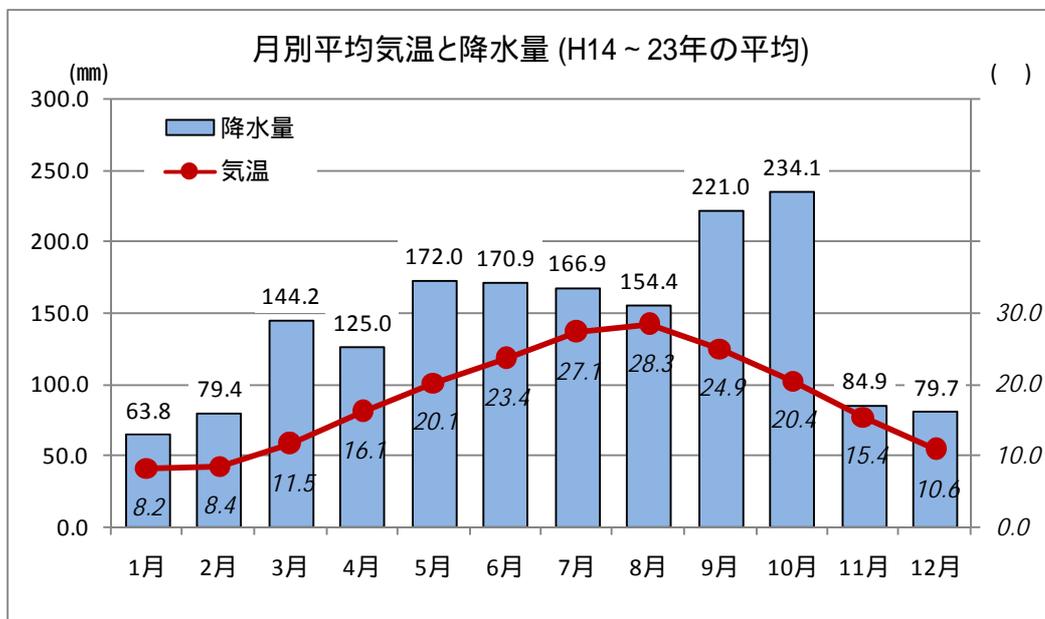
### 1 社会経済の現状

#### (1) 地勢

二宮町は、神奈川県西南部に位置し、南は相模湾に面し、東は大磯町、北は中井町、西は小田原市に接しています。東西約 3.3km、南北約 3.8km、面積 9.08 km<sup>2</sup>で、北側が狭い三角形に近い形になっています。

町の中心には標高 136.2mの吾妻山があるほか、町北部を中心に大磯丘陵に連なる丘陵地となっており、平地は、葛川をはじめとする河川を中心に広がっています。

気候は温暖で、9月と10月に降水量が多いのが特徴となっています。

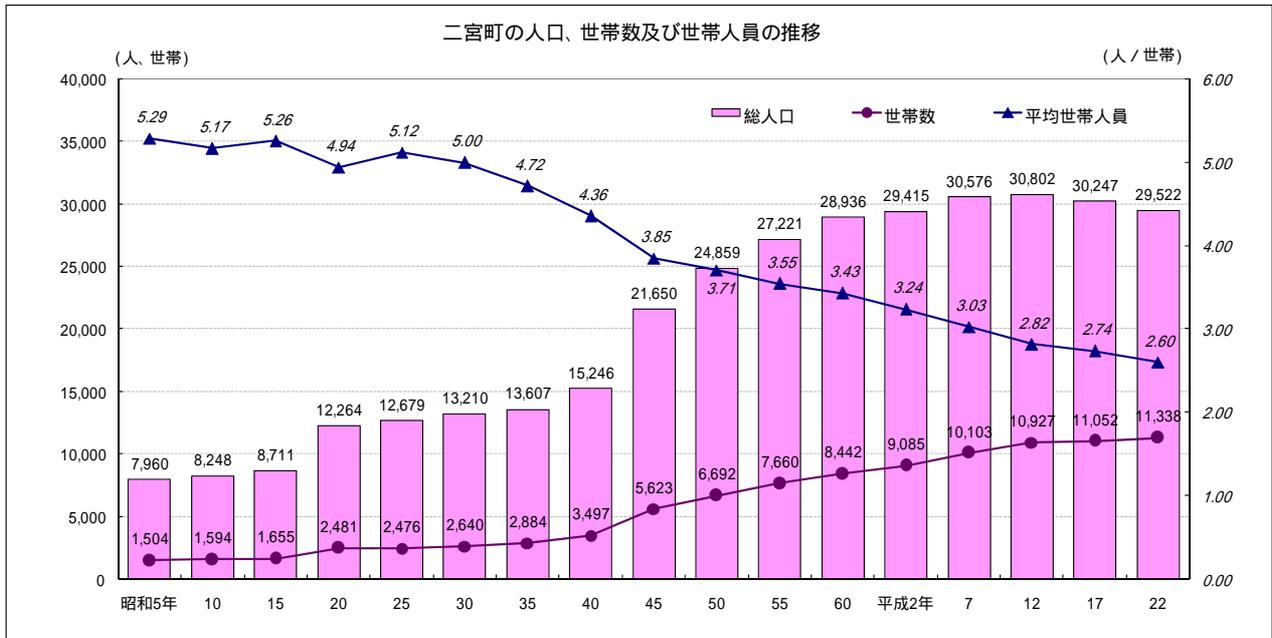


資料：二宮町統計書

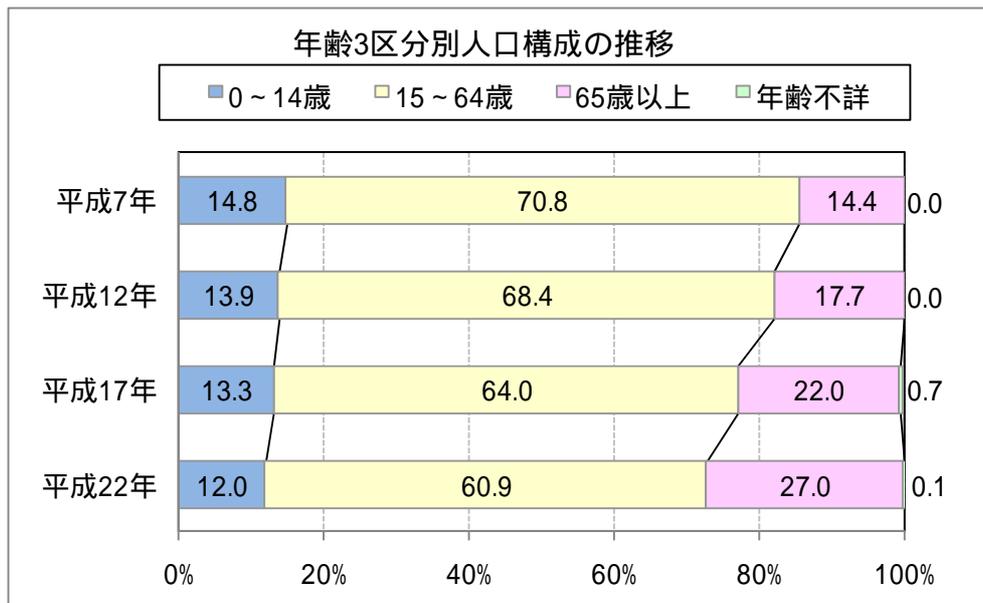
(2) 人口・世帯

二宮町の人口は昭和40年から45年にかけて内陸部での大規模な宅地開発により急増し、その後も増加基調が続きましたが、平成12年の30,802人をピークとしてその後は人口減少に転じています。

年齢別に見ると、65歳以上の高齢者の比率が平成22年で27.0%に達しており、少子高齢化が急速に進んでいることを示しています。



資料：国勢調査

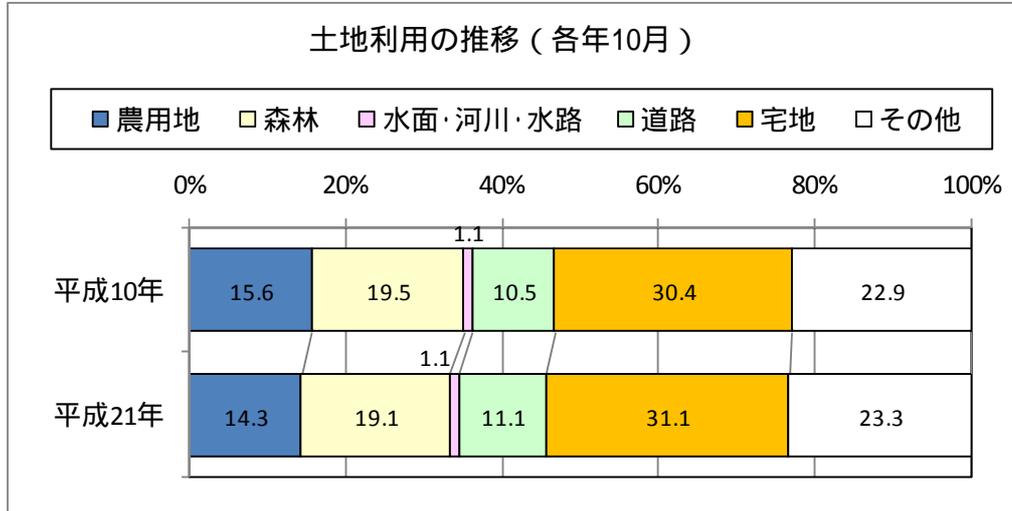


資料：国勢調査

(3) 土地利用・土地利用規制

土地利用

土地利用で最も多いのは、宅地の31.1%で、宅地が増加する一方で、森林(19.1%)や農用地(14.3%)などは減少する傾向にあります。



資料：神奈川県国土利用計画（第三次）土地利用区分面積

土地利用規制

二宮町では、町域の47.8%が市街化区域、52.2%が市街化調整区域です（平成22年4月現在）。用途地域についてみると、第一種住居地域や第一種低層住居専用地域をはじめとする住居系の用途が多く、商業や工業系の用途は少ないのが特徴となっています。

また、その他の土地利用規制としては、吾妻山周辺が風致地区に指定されているほか、川勾神社周辺や東京農大二宮農場周辺が自然環境保全地域に指定されています。

(4) 交通

交通ネットワーク

東海道筋に位置する二宮町では、東西方向の交通網が発達しており、南から海岸沿いを走る西湘バイパス、国道1号、JR東海道線、東海道新幹線、小田原厚木道路などが町内を横断しています。また、東名高速道路の秦野中井インターチェンジ（IC）も至近となっています。

一方、南北方向のネットワークは弱く、骨格となる路線は県道71号（秦野二宮線）のみとなっています。



### 自動車交通

平成 22 年における町内を通過する国県道の 12 時間交通量は、西湘バイパスで約 3 万台、小田原厚木道路で約 2 万台、国道 1 号と県道 71 号（秦野二宮線）が約 1 万～1 万 5 千台であり、各道路ともに、平成 17 年に比べ交通量が増加しています。

### 鉄道・バス

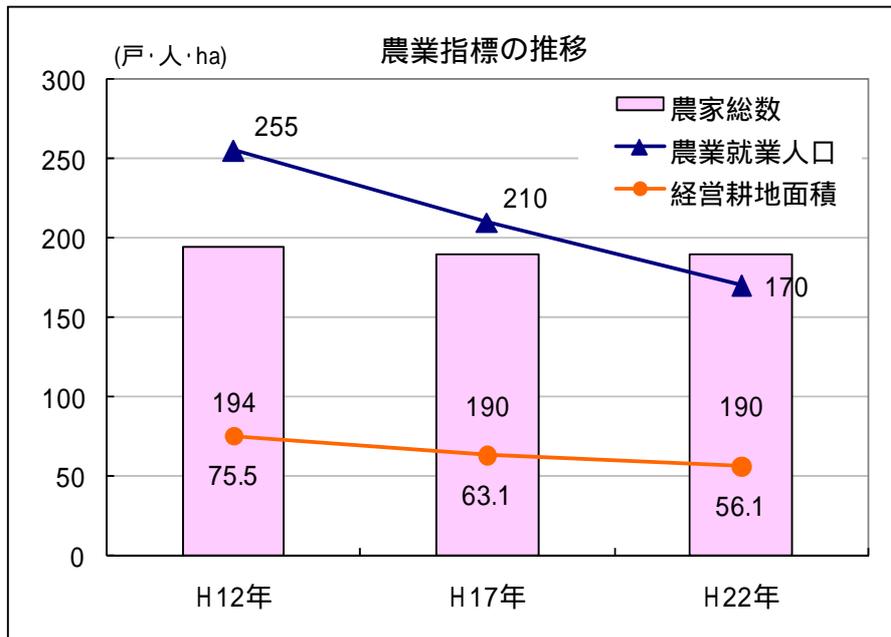
JR 二宮駅の乗客数は、平成 22 年度で 1 日平均 14,042 人となっており、人口減少していることもあり、減少傾向にあります。

バス路線は、二宮駅を起点として 14 系統、27 路線が運行されています(平成 23 年 1 月 1 日現在)。しかし、運行本数は多い路線でも一方向 40 本台、少ない路線では 1 本のものもあり、利便性は高くありません。

## (5) 産業

### 農業

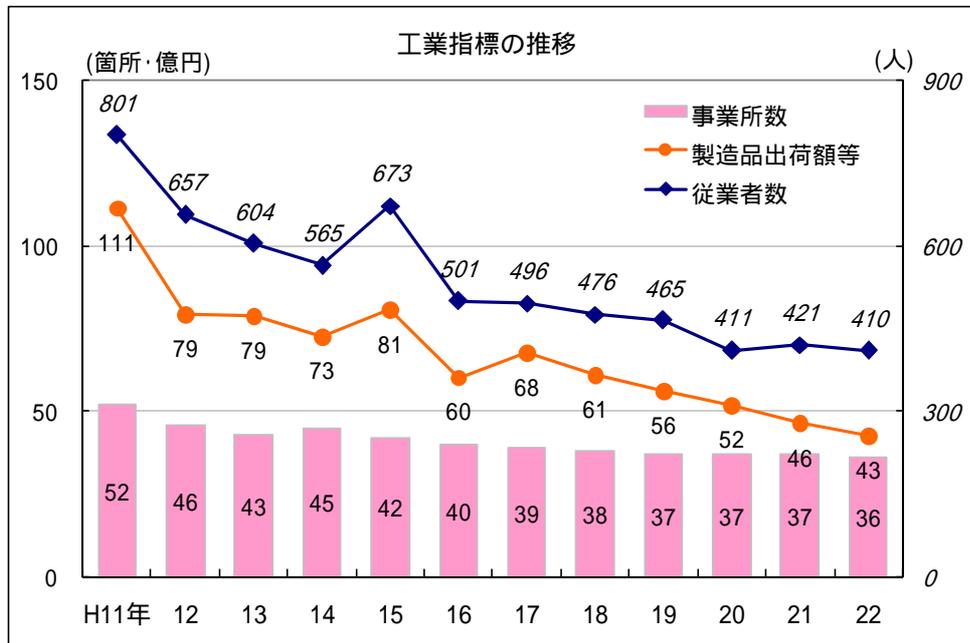
本町の農業は、果樹栽培、酪農、野菜栽培が主体となっていますが、農家数、農業就業人口、経営耕地面積の各指標は減少傾向にあり、衰退傾向にあります。



資料：世界農林業センサス

工業

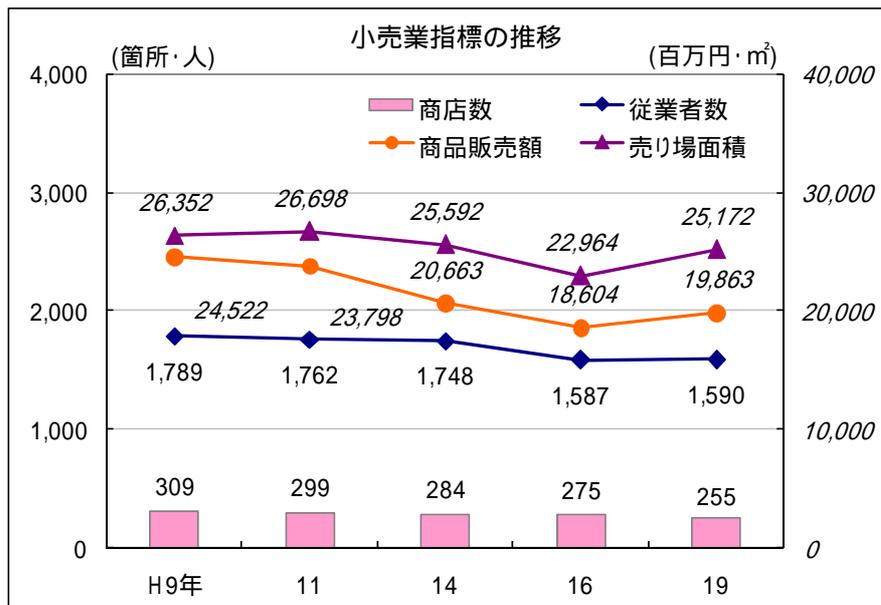
従業者数については、平成20年から21年で若干増加しているものの、事業所数、従業者数、製造品出荷額等は減少する傾向にあります。特に、従業者数及び製造品出荷額等は平成11年の半分程度の水準にまで減少しています。



資料：工業統計

商業（小売業）

小売業は長期的な衰退傾向の中にあり、商店数は、平成9年以降一貫して減少しています。一方、従業者数、商品販売額、売場面積については、平成16年から19年にかけて増加に転じています。

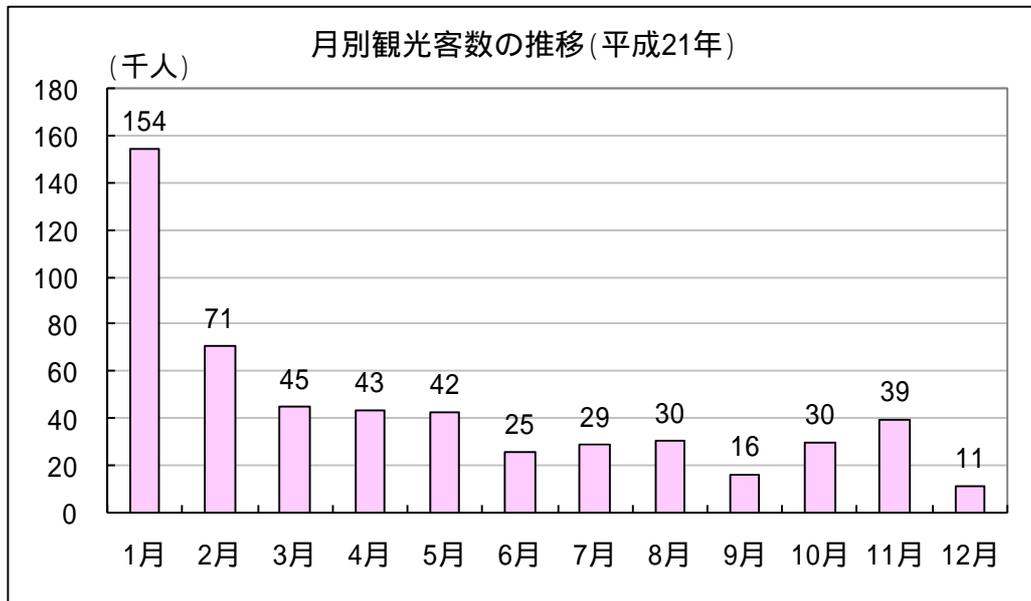


資料：商業統計

### 観光

観光客数は、多少の変動はあるものの毎年 50 万人程度の方が本町を訪れています。

月別では、吾妻山の菜の花が見頃を迎える 1 月の観光客が圧倒的に多くなっています。



資料：神奈川県入込観光客調査



## 2 自然環境の現状

### (1) 自然環境

町内には、吾妻山、二宮せせらぎ公園、川勾神社周辺の緑地の他、谷戸田や樹林地等の緑が広がり、葛川、海岸とともに多くの動植物が生息する豊かな自然環境を有しています。また、河川や海岸等の美化清掃活動も市民団体等を中心に年間を通じて実施されています。

### (2) 動植物

二宮町生物多様性基礎調査報告書によると、平成 21 年までに二宮町に生息が確認された動植物の種の種類は 4,151 種で、昆虫が 47.2%、維管束植物が 28.5%、菌類が 11.7%を占めています。

町内に生息する動植物のうち、神奈川県レッドデータブックに記載されている絶滅が危惧される種は 56 種で、うち 8 種は国のレッドデータブックにも記載される貴重種です。

国及び神奈川県のレッドデータブックで指定されている種

維管束植物	菌類	哺乳類	鳥類	魚類	昆虫
ネズミサシ タチアママ アマナ エビネ キンラン アカザ ミドリアカザ * カマツカ ヒメシオン	カエンタケ	カヤネズミ イタチ	ウミウ オオタカ ツミ ハイタカ ノスリ ハヤブサ ヤマシギ フクロウ ヒメアマツバメ ツバメ コシアカツバメ セグロセキレイ モズ サンコウチョウ クロジ カワラヒワ	アブラハヤ ウグイ シマドジョウ ホトケドジョウ スミウキゴリ オオヨシノボリ ルリヨシノボリ	コヤマトンボ ミヤマアカネ クロツヤコオロギ ニセハネナガヒシバツタ オオアメンボ セグロマメゴコムシ ヨツモンカタキバゴミムシ クロズカタキバゴミムシ コガムシ ヒラタクワガタ シロスジコガネ ヘイケボタル アオスジカミキリ マルクビヒゲマダラカミキリ ミドリカミキリ アワクビボソハムシ ホソバセセリ ギフウスキナミシヤク ハマオモトヨトウ サラサリンガ シロエグリコヤガ

国のレッドデータブック指定種

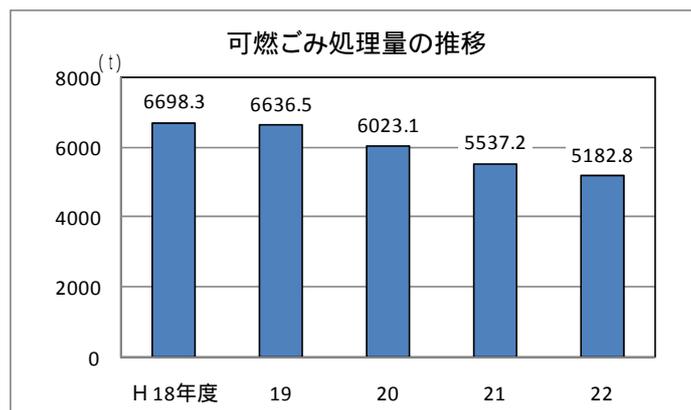
\* 国のレッドデータブックにおける評価検討種

資料：二宮町生物多様性基礎調査報告書

### (3) ごみ処理

本町では、平成 19 年に環境衛生センター桜美園での焼却を停止したことに伴い、ごみ減量化緊急宣言をし、ごみの減量化に取り組んでいます。町内の可燃ごみ処理量は、平成 18 年度 (6,698.3 t) を基準とすると、平成 22 年度は 5,182.8 t であり、22.6%減少しています。

また、資源ごみとして樹脂類、古紙・布類、金属・空き缶類、空きビン、剪定枝・草・落ち葉(平成 20 年度から)の分別収集を行い、ごみのリサイクルに取り組んでいます。



資料：生活環境課

### 可燃ごみ50%削減に向けて

環境衛生センター桜美園での焼却を平成19年9月に停止し、可燃ごみの焼却を町外の施設にお願いしています。ごみは区内処理が原則であり、あくまでも緊急的な措置です。

そのため、搬出先の自治体の負担を減らすだけでなく、ごみそのものの発生を少なくする循環型社会をめざし、可燃ごみを平成18年度比50%削減する計画を立てました。

#### 【可燃ごみ削減実績（18年度比）】

平成20年度	10.1%（約670t）	剪定枝分別収集開始（月2回収）
平成21年度	17.3%（約1,160t）	剪定枝収集月4回（草・落ち葉も対象） 水切りネットの配布、事業系ごみ袋の導入（10月～）
平成22年度	22.6%（約1,500t）	水切りネットの配布

町民・事業者のみなさんの努力で、可燃ごみの削減が進んでいます。

### （4）水質・大気・騒音等

公害の未然防止のため、環境測定（水質・大気・騒音）を実施しています。

水質については、葛川、打越川、中村川、梅沢川の8箇所でもBOD（生物化学的酸素要求量）PH（水素イオン濃度）などを測定し、水質変化を監視しています。

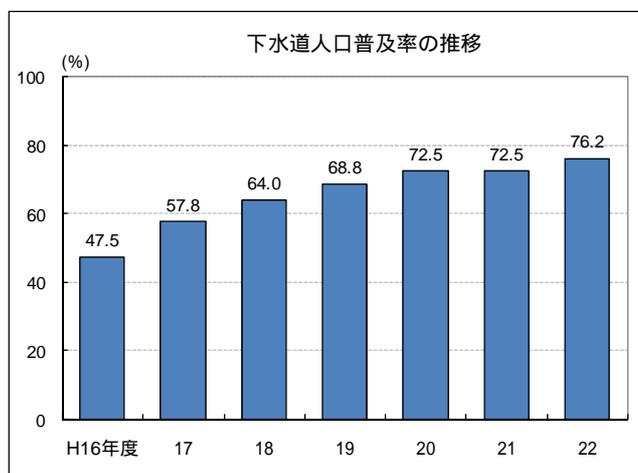
大気については、自動車排気ガス測定を定期的実施しており、過去5年間で一酸化炭素濃度は環境基準を達成しています。

騒音については、国道1号や県道71号（秦野二宮線）など主要路線6地点で自動車交通騒音測定を行っています。

また、公害苦情件数は、平成14年度の32件をピークに近年は減少傾向にあり、平成22年度は17件（野焼き8件、騒音5件、悪臭1件、その他3件）となっています。

### （5）下水道整備状況

本町の下水道の普及率（処理区域人口の行政人口に占める割合）は、平成22年度末で76.2%となっており、平成16年度からの6年間で28.7ポイント増加しており、河川の水質改善に大きな効果を発揮しています。



資料：下水道課調（各年4月1日現在）

(6) 地球温暖化対策

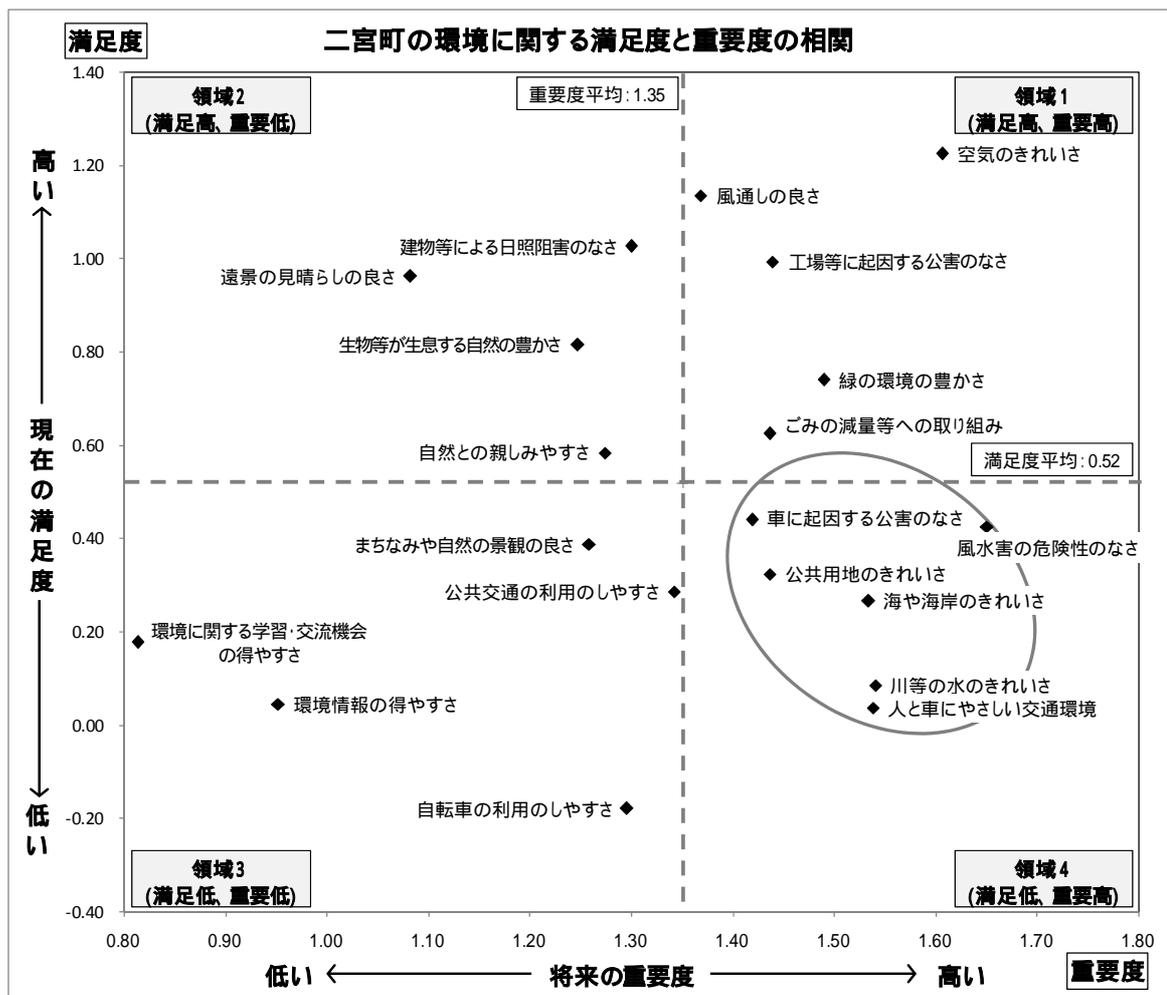
地球温暖化防止活動推進員等と連携・協力して、節電、太陽光発電システムの設置、エコドライブキャンペーン等を推進するとともに、平成15年に「二宮町グリーン購入基本方針」を策定し環境に配慮した物品の購入に努めています。

3 環境に関する町民アンケート結果

平成23年5月に、二宮町の環境全般にわたっての課題、身近な環境の満足度、環境に配慮した日頃の取組等について、町民のニーズを把握し、本計画に意向を反映することを目的に実施したアンケート調査の主な結果を以下に示します。

(1) 二宮町の環境に関する満足度と重要度

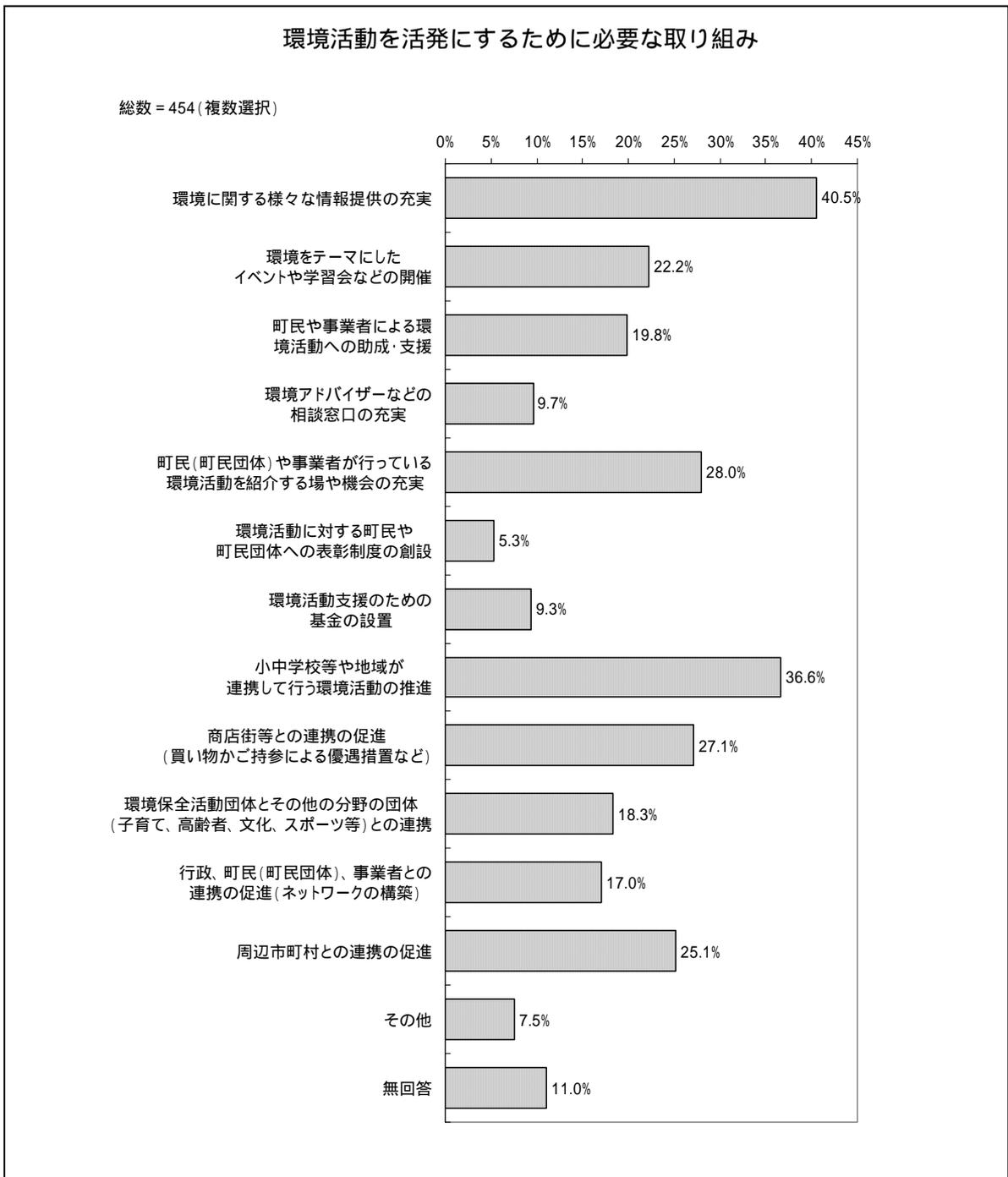
重要度が高く、満足度が低い項目は、「人と車にやさしい交通環境」、「川等の水のきれいさ」、「海や海岸のきれいさ」、「公共用地のきれいさ」、「風水害の危険のなさ」、「車に起因する公害のなさ」であり、今後、取組を強化する必要がある項目とみることができます。



「満足(重要)」を2点、「やや満足(重要)」を1点、「どちらともいえない」を0点、「あまり満足(重要)でない」を-1点、「満足(重要)でない」を-2点としてポイント換算して加重平均を算出してグラフ化。得点がプラスほど、満足度や重要度が高いとみることができます。

(2) 環境活動を活発にするために必要な取組

環境活動を活発にするために必要な取組としては、「環境に関する様々な情報提供の充実」(40.5%)、「小中学校等や地域が連携して行う環境活動の推進」(36.6%)、「町民(町民団体)や事業者が行っている環境活動を紹介する場や機会の充実」(28.0%)、「商店街等との連携の促進(買い物かご持参による優遇措置など)」(27.1%)などの回答が多く、情報提供や交流・学習機会の充実に関するニーズが高いという特徴がみられます。



## 二宮町の環境の特性と課題

### 1 特性

二宮町の環境に関する主な特性として、次のような内容があげられます。

#### (1) 多様な自然

二宮町には、吾妻山（里山）、一色地区（里地）、葛川（里川）、二宮海岸（里海）に象徴される多様な豊かな自然を有しています。こうした豊かな自然に囲まれて、動植物の生態系も保全されています。

#### (2) コンパクトなまち

二宮町の人口は約 30,000 人であり、農地や森林等の自然的土地利用（44.8%）と宅地や道路等の都市的土地利用（55.2%）がバランスのとれたコンパクトなまちを形成しています。

また、定年を迎えたシニア層が今後増加するなど、余暇等を活用した地域活動等の活性化が期待されています。

#### (3) 戸建中心の住宅地

二宮町は、古くからの農家や住宅地に加えて、丘陵地を開発して宅地化された戸建住宅が中心の住宅地です。こうした戸建住宅地の特性を活かし、太陽エネルギーの利用や敷地内緑化など地球環境にやさしいまちづくりが期待されます。

### 2 課題

二宮町の環境に関する主な課題として、次のような内容があげられます。

#### (1) 生物多様性の保全

自然環境の保全とまちの魅力の向上

二宮町の自然を象徴する吾妻山には町外からも多数の方が訪れます。

こうした観光振興等によるまちの活性化と自然環境の保全について、吾妻山や二宮海岸等の豊かな自然を保全することがまちの魅力の向上につながり、来街者等の増加にも寄与するとの考え方を基本に進めていくことが必要です。

遊休農地への対応

農業従事者の減少により、遊休農地が増加しています。遊休農地は、野生鳥獣のえさ場や隠れ場所となるため、生息数が増加し、動植物の生態系への影響や人間の生活圏への侵入が懸念されます。

農地所有者の協力を得ながら、町民をはじめとする農業体験希望者等との関係づくりを進めるなど、人と自然が共生する里山や里地を形成していくことが求められています。

### 日常的に自然と接する機会

自然に直接触れる機会が少なくなり、虫を怖がる子どもや水の中に入るのを避ける子どもが増えています。

自然体験を通じて、自然の美しさ、怖さなどを体感し、自然と共に生きる次世代の育成に取り組むことが必要とされています。

## (2) 循環型社会の実現

### 減量化・資源化の促進

ごみの広域処理への移行後も、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組によるごみの減量化・資源化が必要です。

ごみの減量化・資源化の促進に向け、引き続き町民と連携した取組が求められています。

### 地産地消の促進

無駄を省くとともに、豊かさを実感できる生活を送ることが重要です。

季節感のある地元の農産物や海産物等を味わうことで、町内での地産地消を促すことが大切です。

### 町内での資源の循環

子どもから高齢者まで幅広く取り組める地域内での循環型社会の形成が全国的に課題となっています。

里山・里地・里川・里海を有するコンパクトなまちとしての特性を活かし、生産・流通・消費も含めて、二宮町らしい町内での資源の循環を促すような取組が期待されます。

## (3) 低炭素社会の形成

### 公共交通や自転車の利用促進

朝夕の駅周辺の混雑解消や移動手段における取組が課題です。

公共交通や自転車の利用促進により健康なまちづくりを進めることも可能となります。

### 太陽エネルギーの利用促進

戸建住宅中心の住宅地の特性を活かし、各家庭での太陽エネルギーの利用促進が期待されます。

同時に、敷地内での緑化や雨水利用など、地球環境に配慮した取組が求められています。

### 減災対策

東日本大震災を契機として、自然からの恩恵を受けるだけでなく、自然の力や脅威を認識して自然と接することが求められています。

自然に囲まれた二宮町において、減災の視点からも人と自然が共存していくことが大切です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 計画の基本理念

今回の策定にあたり、二宮町を取り巻く現状や課題等をふまえ、計画の基本理念を次のように定めます。

#### 基本理念

**『のこしたい・つたえていきたい・ふるさとを  
～里山・里地・里川・里海と暮らすまち にのみや～』**

自然からの恩恵だけでなく、自然災害など自然の力も含め、人と自然が共生する環境のまち(ふるさと)をめざし、二宮町が有する豊かな自然環境を大切に育むことを通じて、まちへの愛着を育むことを基本理念とします。

### 計画の基本目標

計画の策定にあたり、二宮町環境基本条例での基本理念をふまえ、相互に関連する基本的施策について連携しながら取り組むために、骨太の柱となる基本目標を設定します。

環境をめぐる動向や計画の対象に沿って、基本目標として次の3つを掲げます。

#### (1) 生物多様性の保全 “共生”

健全な生態系が維持・回復され、自然と人間との共生が確保されることをめざします。

めざすべき目標像：“多様な緑と水による自然の恵みが豊かなまち”

#### (2) 循環型社会の実現 “循環”

社会経済活動を通じた物質循環において快適で健全な循環を形成することをめざします。

めざすべき目標像：“環境にやさしい循環型のまち”

#### (3) 低炭素社会の形成 “地球環境”

地球環境のテーマである温暖化問題に対応した低炭素社会を形成することをめざします。

めざすべき目標像：“地球環境の保全に取り組むまち”

(1)～(3)は、相互に関連しています。

例えば、みどりの保全や緑化(生物多様性の保全)が、温暖化(低炭素社会の形成)に影響することや、家庭からの排水(循環型社会の実現)が河川の水質に影響を与えて水辺生物の生息(生物多様性の保全)にも関連することなどです。

このように、相互に関連する内容に留意しながら、計画を横断的に進めていきます。

## 計画の推進方策

基本目標を実現するため、二宮町環境基本条例で掲げられている「基本理念」等をふまえて“町民・事業者・町”、“横断的な取組”、“学習・情報共有”の3つを軸に計画推進を図っていきます。

### (1) “町民・事業者・町”による計画推進

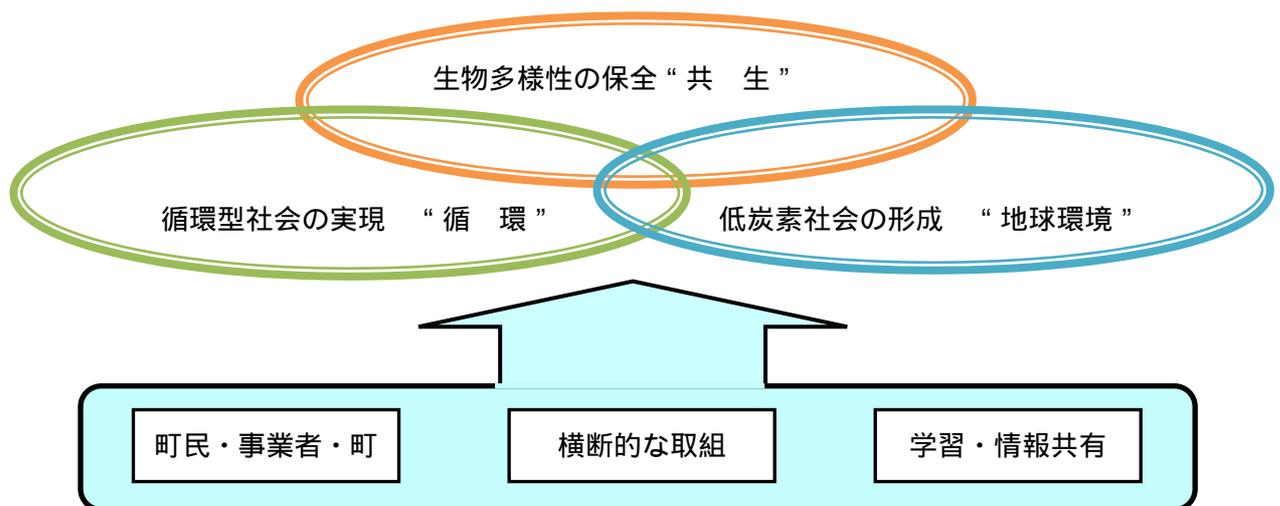
町民・事業者・町の3者が連携し協力して取り組むことにより計画を進めていきます。

### (2) “横断的な取組”による計画推進

自然環境と生活環境、地球環境は、相互に関連していることをふまえ、施策間・主体間での横断的な取組により計画を進めていきます。

### (3) “学習・情報共有”による計画推進

環境に関する学習や情報を共有することにより計画を進めていきます。



<参考> 二宮町環境基本条例（平成10年12月22日 条例 第24号） ~抜粋~

#### （基本理念）

- 第3条 環境保全等は、町民の健康で安全かつ文化的な生活を営むうえで欠くことのできないものである。町、町民及び事業者は、これを将来にわたり維持向上させ、現在及び将来の町民がこの恵みを楽しむことができるよう積極的に推進するものとする。
- 2 町、町民及び事業者は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会の実現をめざして、エネルギーの合理的な利用、資源の循環的な利用その他環境保全等に関する行動について、それぞれの役割に応じた責務を果たすため積極的に取り組むものとする。
- 3 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、町、町民及び事業者がそれぞれの事業活動及び日常生活においてその保全の必要性を認識しつつ、積極的に推進するものとする。

## 第4章 施策の展開

### 施策の体系

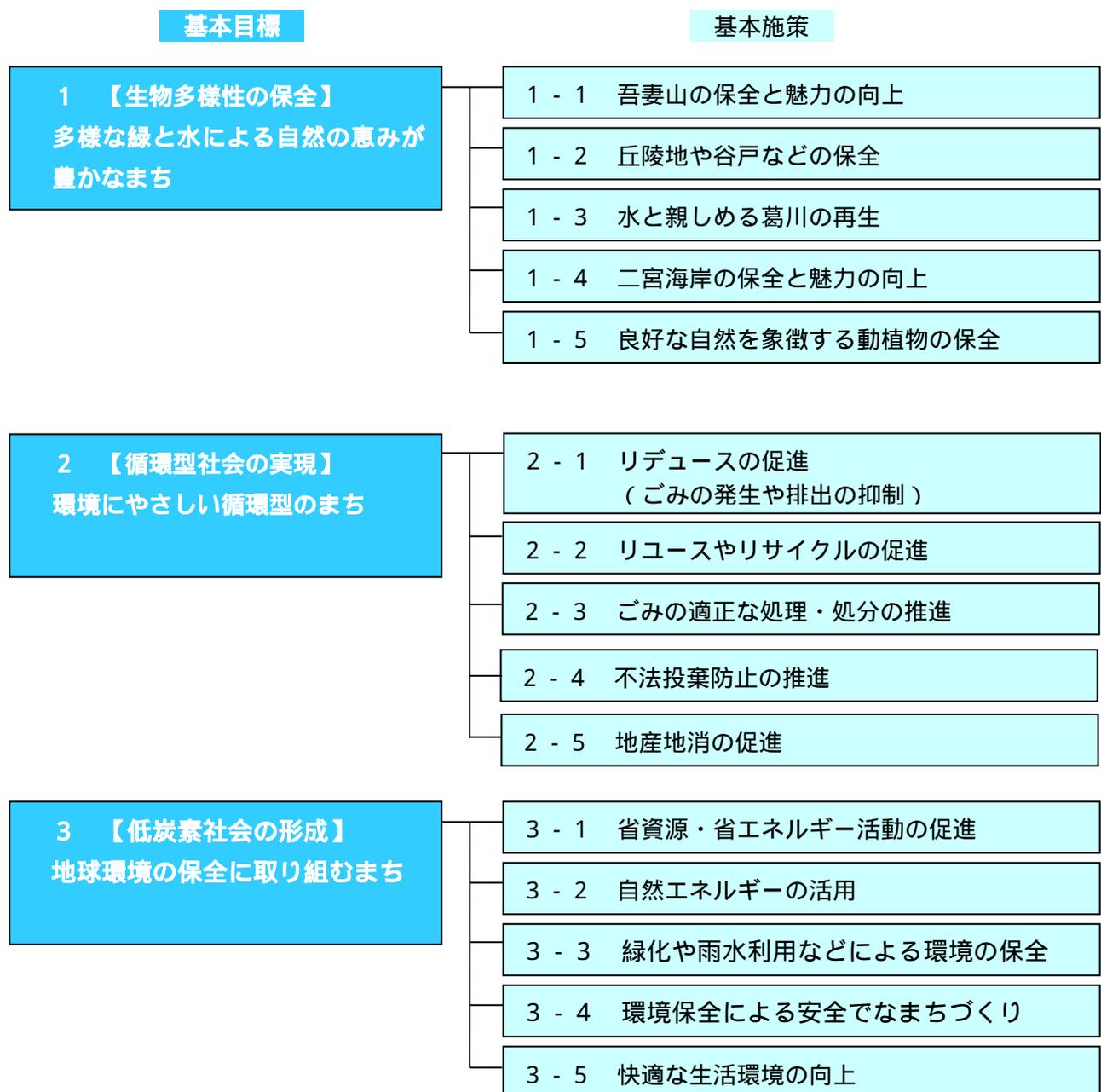
#### 基本目標

基本理念や計画の将来像を実現していくための骨太の目標を **基本目標** として設定します。

#### 基本施策

基本目標を実現するための施策を **基本施策** として設定します。

基本施策 については、時代の変化に対応させるために、計画の進捗状況等をみながら、概ね3～4年ごとに施策の取組内容等について見直していくこととします。



## 施策の展開

### 1 基本目標1 【生物多様性の保全】 “多様な緑と水による自然の恵みが豊かなまち”

二宮町は、里山（吾妻山や丘陵地）・里地（斜面林や谷戸、農地等）・里川（葛川等の河川）・里海（相模湾や二宮海岸）という、多様性に富む豊かな自然に恵まれています。

こうした自然を大切に保全し育み、その恵みに感謝するとともに自然と人間が生活のさまざまな場面で共生することをめざします。

#### 基本施策1-1 吾妻山の保全と魅力の向上

吾妻山は多様な動植物が生息し、町民の憩いの場であるとともに二宮で最も多くの人々が訪れる観光スポットでもあります。良好な自然環境の保全を通じて吾妻山の魅力が高まることにより観光振興にもつながることを基本に、自然環境の保全と観光拠点としての調和を図ります。

そのため、吾妻山に案内板や動植物のプレート等を設置するとともに、高齢者や障がい者等への配慮や健康増進等の補助として階段や手すりを改善することなどを通じて、誰もが気軽に自然に親しめるような魅力ある整備や管理を進めます。

#### 基本施策1-2 丘陵地や谷戸などの保全

豊かな生物に象徴される打越川の「春の小川」のイメージを再生するなど、丘陵地や谷戸に広がる斜面林や農地等の里山や里地の自然環境と動植物を保全します。

そのため、里山に点在する遊休農地の活用を図るとともに、市街地や公園、宅地等のみどりの保全に取り組みます。

#### 基本施策1-3 水と親しめる葛川の再生

町の中心部を南北に流れる葛川を、町民が親しめ、子どもが水遊びできるような里川として再生を図ります。

そのため、葛川の水質のより一層の向上に向けて、家庭からの生活排水や事業所等からの排水の適正な処理に努め、葛川での生物調査や水質調査の実施を継続的にこなうとともに、清掃活動や親水イベントの支援等をおこないます。



### 基本施策 1 - 4 二宮海岸の保全と魅力の向上

「こゆるぎ」といわれる緩やかな曲線に沿って連なる美しい海岸と松林は、景観的にも重要な町の資源であり、観光スポットとしても魅力の向上が期待されます。こうした二宮海岸を保全することを通じて、町民や来街者が憩い、親しめる海辺の環境づくりを進めます。

そのため、海岸美化活動（530キャンペーン等）を推進するとともに、様々な体験を通じて感じる自然など、人と人との関わりのなかで二宮海岸が有する自然の魅力を向上させます。

### 基本施策 1 - 5 良好な自然を象徴する動植物の保全

多様な緑と水に支えられた里山・里地・里川・里海に生息する動植物を保全し、将来世代に豊かな自然を伝えていきます。

そのため、情報提供の工夫やイベント等を通じて、環境学習や日常生活での身近な取組を広めていきます。

#### 吾妻山だけじゃない 二宮のいいところ再発見

二宮に訪れる観光客（平成22年度）は、年間約55万人。そのうち約7割の人が吾妻山を訪れます。早咲きの菜の花と富士山と相模湾が一望できることからマスコミでも取り上げられ、多くの人々が訪れるようになりました。

菜の花の時期だけでなく、年間を通じて観光客等が訪れるように、バリアフリーをめざした吾妻山の整備やみかん狩り、地引網、海の朝市など参加型観光に取り組んでいます。

海と山と川に囲まれ自然豊かで、素朴で田舎らしさの残る二宮の良さをこれからもより多くの人に発信していく必要があります。



#### 葛川にアユが戻ってきた！

葛川をきれいにする会が平成23年8月に実施した水生生物（魚類）調査で、調査8年目にして初めてアユが2箇所計9匹確認されました。

アユは汚れた川には生息できません。アユが確認されたことは、水質が改善されてきていることを示します。

水質汚染の主な原因は、生活排水です。下水道の普及により、生活排水の流入が減り、水質の改善につながっていると考えられます。

また、葛川をきれいにする会や地域の環境をよくする会などのボランティア団体の美化活動も環境保全に貢献しています。

今後も、きれいな葛川を守っていきましょう。（出典：広報にのみや平成23年11月号）



## 2 基本目標2 【循環型社会の実現】 “環境にやさしい循環型のまち”

ごみ処理については、平塚市・大磯町・二宮町の1市2町ごみ処理広域化実施計画を推進していきますが、二宮町独自の3R（リデュース・リユース・リサイクル）によるごみの減量化や資源化等に取り組み、きれいなまちづくりを進めます。

同時に、町内で生産される農産物や海産物等についても、生産・流通・消費の循環を町内で形成することによって循環型の社会を実現していきます。

### 基本施策2-1 リデュースの促進（ごみの発生や排出の抑制）

日常生活でのごみの減量化を町民、事業者、町が一体となって取り組み、循環型のごみ処理を促進します。

そのため、水分ひとしぼり運動をさらに広げるとともに、マイバック・マイボトルの利用促進や無駄になるような物は買わない（ごみの発生抑制）などの普及啓発などを進めます。

### 基本施策2-2 リユースやリサイクルの促進

平塚市・大磯町・二宮町によるごみ処理広域化の推進により、ごみの資源化を進めます。

そのため、剪定枝などのチップ化、洋服や家具等のリユースの促進、コンポストの普及による生ごみの堆肥化の推進に向けた生ごみ堆肥化容器購入への補助等によって、資源化の促進を図ります。

### 基本施策2-3 ごみの適正な処理・処分の推進

二宮町一般廃棄物処理基本計画にもとづき、適正なごみの分別収集、処理・処分を進めます。

そのため、適切なごみの分別収集を促進し、地域ごとの積極的な取組を支援します。

### 基本施策2-4 不法投棄防止の推進

河川や海岸、谷戸等での不法投棄を防止し、まちの美化や環境保全を進めます。

そのため、不法投棄パトロールの実施のほか、ごみのポイ捨てに対するマナーの向上、家電製品等の不法投棄に対する対応策等について検討し、取組を進めます。

### 基本施策2-5 地産地消の促進

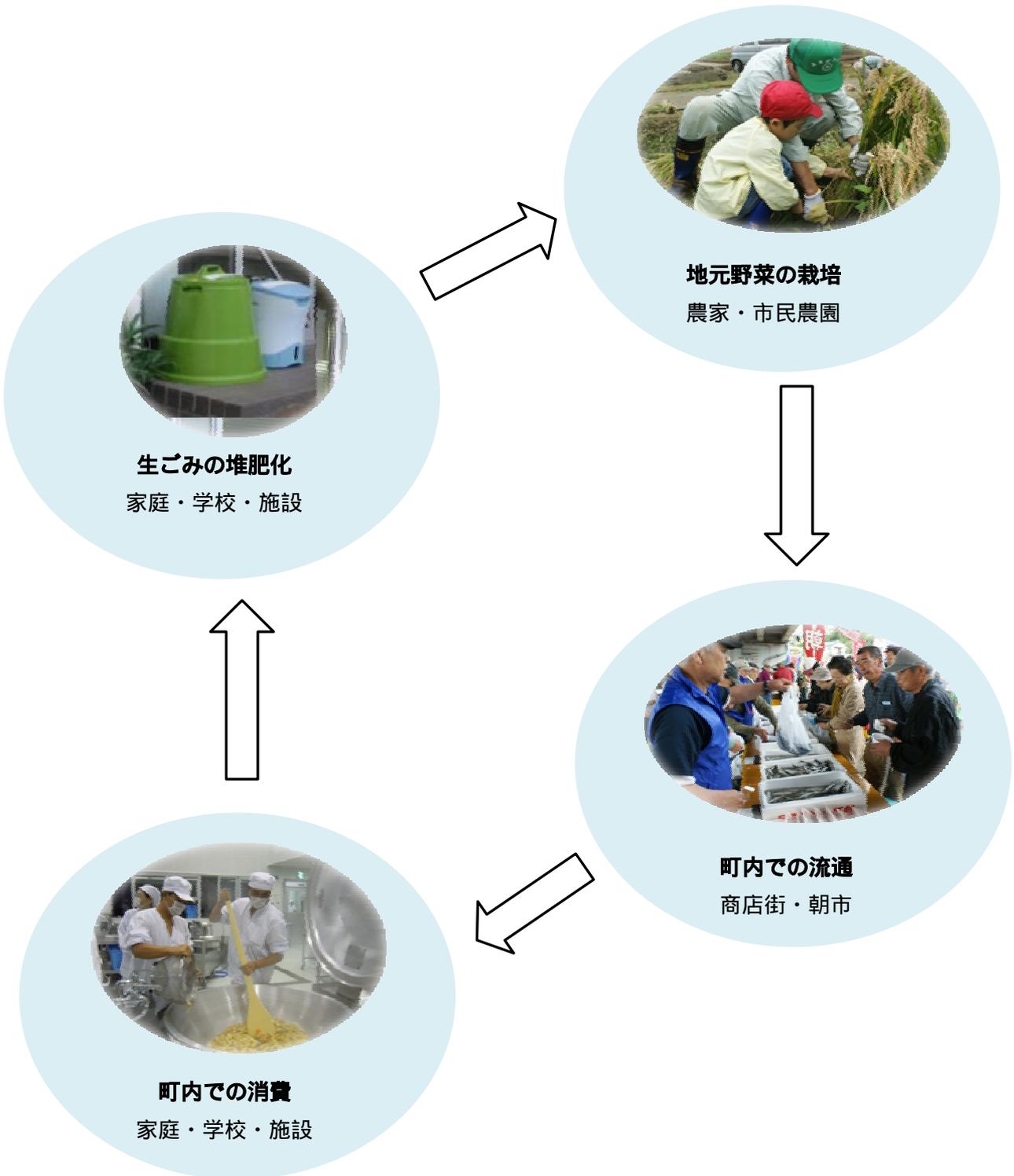
農産物や海産物など地元の食材の購入や消費を促進するなど、地元産品が町内で循環するように努めます。こうした取組を食育等とも連携しながら、地域経済の活性化にもつながっていくことをめざします。

そのため、地元産品の消費や（仮称）食べ残しゼロ運動を促進します。

### 町内での循環のイメージ

地元でとれた農作物や海産物が活発に町内で流通・消費されることで、農業振興、遊休農地の減少だけでなく、運送の際の排気ガス等の削減につながります。

また、そこから出た生ごみを堆肥し、農業等に生かせればごみの削減につながり、環境にやさしいまちづくりが期待できます。



### 3 基本目標3 【低炭素社会の形成】 “地球環境の保全に取り組むまち”

二酸化炭素排出量の削減については、地球全体での持続可能性が問題となり、日本全体では家庭部門における削減の進展が課題となっています。そのような状況をふまえ、戸建住宅を中心とする二宮町においては、低炭素社会の形成に向けたさまざまな取組が可能と考えます。

また、豊かな自然に恵まれている本町において、自然の恵みに感謝するとともに、時に自然の力は災害の脅威にもなることから、自然や地球環境を意識したライフスタイルの転換を図っていきます。

#### 基本施策3 - 1 省資源・省エネルギー活動の促進

日常生活での省資源や省エネルギー化を進め、家庭や事業所などでの二酸化炭素の排出を削減するとともに、自転車や公共交通などの利用促進を通じた移動の際の二酸化炭素の排出を抑制します。

そのため、節電に向けた取組や、地球環境に配慮した交通手段の利用促進に向けた仕組みづくりを進めます。

#### 基本施策3 - 2 自然エネルギーの活用

太陽エネルギーなど、二宮町の地形や住宅地の特性などを活かした自然エネルギーの導入を促進します。

そのため、ソーラーパネル設置への補助の拡充とともに、公共・公益施設等での実験的实施による自然エネルギーの導入に向けた取組、自然エネルギーに関する情報収集・提供等を進めます。

#### 基本施策3 - 3 緑化や雨水利用などによる環境の保全

建築物の緑化による地球温暖化対策、敷地内での雨水浸透や雨水の有効利用等による地球環境の保全に向けた取組を進めます。

そのため、壁面緑化の促進や花いっぱい運動等を推進し、日常生活での身近な緑や水を大切にすることにより、地球環境の保全に向けた意識を醸成し、取組を広げていきます。

#### 基本施策3 - 4 環境保全による安全なまちづくり

自然に感謝し、自然からの恵みだけでなく、大規模災害等における減災の視点から環境保全の取組を進めます。

そのため、海岸の松林や里山の斜面林の保全や道路の排水溝の清掃（集中豪雨時の冠水防止）を促進し、自然の豊かな恵みを大切にしていくな環境教育とともに、自然の力を感じ減災への意識を育む防災教育も進めていきます。

こうした取組を通じて、自然と人間との関わりを捉え直し、安全なまちづくりを進めます。

**基本施策3 - 5 快適な生活環境の向上**

大気汚染や悪臭、騒音などへの対策を行うとともに、二宮町の特長である空気がきれいで風通しの良い快適な生活環境の向上に努めます。

そのため、地域美化活動の推進や公害防止対策（大気騒音測定）とともに、緑豊かな二宮らしい街並みの保全など、環境面からのまちの景観形成を進めます。



役場庁舎の壁面緑化

**地球にやさしい低炭素のまち**

地球温暖化の防止と環境保全意識啓発の一環として、住宅に太陽光発電システムを設置する方を対象に補助金を交付する制度があります。環境保全の観点だけでなく、災害に強い自然エネルギーへの関心が高まり、補助金の申請者は年々増加しています。

**【補助金交付件数】**

平成21年度：15件 平成22年度：22件

平成23年度：52件



## 第5章 計画の推進方策

計画の実効性を高め、継続性を有した円滑な推進を図るために、“連携と協力”を基本として、次の3つを軸に計画の推進を図ります。

### “町民・事業者・町”による計画推進

町民・事業者・町の3者が連携し協力して取り組むことによって計画を進めます。

3者が連携・協力するにあたり、次のような視点を重視しながら、環境に関する取組を広げ、継続していくことをめざします。

#### 1 きっかけづくり

誰もが気軽に楽しんで環境活動に参加できるようなきっかけづくりを進めます。

##### (1) 日常生活での参加が可能な取組のPR

日常的に気軽に取り組める活動を奨励することにより、身近な事柄から環境に関する意識を醸成していきます。

取組例 水分ひとしぼり運動、ごみ出しの際の清掃 等

##### (2) 楽しんで参加できる工夫

省エネルギーや清掃活動などを楽しんで取り組めるよう、環境活動をきっかけとする町民と事業者との関係づくりを促し、幅広い取組を進めていきます。

取組例 スポーツや趣味との融合、清掃活動のイベント化 等



捨てる前のひとしぼりが大切です

#### 2 仲間づくり

環境活動が楽しく取り組めるように仲間づくりを進め、参加の裾野を広げます。

##### (1) 参加の機会やチャンネルを増やす

環境に関する意識を具体的な活動へと発展させていくために、参加の機会やチャンネルを増やし、仲間づくりを通じた参加の裾野の拡大へとつなげていきます。

取組例 活動団体の紹介、商店街や事業所等の取組の紹介 等

##### (2) 人材や団体の育成

参加の裾野を広げるとともに、環境活動の核となる人材や団体を育成し、地域での多様な取組を進めていきます。

取組例 環境活動団体の活動支援、地域の専門家の発掘 等



活動のPRが仲間を増やす第一歩

### 3 運動づくり

環境活動を継続して取り組めるような運動づくりをおこないます。

#### (1) 各世代に応じた取組の奨励

ライフスタイルや世代に応じた取組を奨励し、全町的な取組として活動を持続させていきます。

取組例 夏休みの自由研究、ペットの散歩とごみ拾い 等

#### (2) 誇りを培う

環境活動の担い手が継続して取り組めるような機会や場をつくることを通じて、住んでいる地域への愛着が醸成されるような運動へと発展させていきます。

取組例 表彰制度の活用、環境活動の発表会の開催 等



展示を通じて、日頃の成果を発表

#### “町民・事業者・町”による計画推進（イメージ）

「きっかけづくり」「仲間づくり」「運動づくり」「きっかけづくり」「仲間づくり」といったサイクルで、“町民・事業者・町”による環境活動への連携した取組が広がり、らせん的に計画の実施が高まっていくことをめざします。



#### みんなで作るきれいなまち

各地域や事業所で年間を通じて自主的に美化清掃を実施しています。

町民や事業所のみなさんの努力によって、きれいなまちづくりが実現されています。



## “横断的な取組”による計画推進

自然環境と生活環境、地球環境は、相互に関連していることから、計画の推進にあたっては、施策間・組織間での横断的な取組により計画を進めます。

### 1 テーマ横断的な取組

環境は、産業振興や都市基盤、福祉、教育等の生活全般の幅広い分野に関わることをふまえて、町民・事業者・町の3者の連携・協力のもと、テーマ横断的な取組をめざします。

#### (1) 庁内での横断的な取組

観光や産業の活性化、公共施設や住宅の整備など、環境に影響を与える事業等について、庁内の横断的な取組により、計画の実現を図ります。

取組例 吾妻山の遊歩道の整備、宅地開発の指導 等

#### (2) 団体間での横断的な取組

町内の事業者や町民活動団体等の取組においても、関心や興味、活動分野による縦割りではなく、環境活動が広がるような視点からの支援を行います。

取組例 生涯学習活動、子育て・子育て活動 等

### 2 国・県・近隣市町村等との連携

町内だけでなく、国や県、近隣市町村等との連携により計画を進めていきます。

#### (1) 国・県との連携

国や県で取り組んでいる事業について、二宮町の実情をふまえつつ、連携して実施するとともに、国や県等の補助金などの制度を活用し、先進的な取組や二宮らしいモデル的な取組を図っていきます。

取組例 ソーラーパネル、地球温暖化防止活動推進員、海岸清掃活動 等

#### (2) 近隣市町村との連携

葛川の保全やごみ処理など広域で対応する課題については、近隣市町村と連携しながら取組を進めていきます。

取組例 葛川サミット、二宮海岸の保全、ごみ処理 等

## “学習・情報共有”による計画推進

状況の変化やニーズ等に応じて、環境に関する学習や情報を共有しながら計画を進めます。

### 1 普及啓発・学習

学校教育のほかに、各種講座やイベント開催時などを利用して、自然とのふれあい体験の機会を増やし、環境に関する意識を高め、普及啓発活動を進めます。

#### (1) 学習機会の提供

町民や事業者からの企画や提案を積極的に受けとめつつ、3者の連携・協力によって、環境に関する学習の機会を提供していきます。

取組例 環境フォーラム、自然観察会 等

#### (2) 教材の活用

環境学習の素材として、町の資料とともに、各地域での取組や研究成果等を積極的に活用していきます。

取組例 にのみやの環境、樹木等の看板設置 等



まずは自然に興味を持つことから

### 2 情報の収集と提供

環境に関する町内の情報や他市町村の先進的な取組事例等の情報を収集し、分かりやすく提供します。

#### (1) 情報の内容

先の「きっかけづくり」「仲間づくり」「運動づくり」につながるような情報を収集し、多様なニーズや取組の成熟度等に応じた情報を提供していきます。

取組例 町内の活動団体や人材、他市町村での先進的な取組事例 等

#### (2) 情報提供の方法

町民や事業者に分かりやすく、アクセスしやすい情報の提供方法について研究し、改善するとともに、町民・事業者・町の3者間での情報交換を進めていきます。

取組例 広報・町のホームページ、町内活動団体による冊子 等



## 参 考 資 料

二宮町環境基本条例
二宮町第2次環境基本計画に関する諮問・答申
二宮町環境基本計画の策定経過
二宮町環境審議会委員等名簿
環境に関する町民アンケート調査結果の概要
二宮町概略図

## 二宮町環境基本条例

平成 10 年 12 月 22 日

条例第 24 号

私たちのまち二宮町は、きらめく太陽と青い海、そして海岸線に沿ってのびる高い松、緑あふれる豊かな丘陵に囲まれた気候温暖で静かな落ちついた住宅の町として発展をしてきた。

私たちの生活は、高度な科学技術等の恩恵を受けて、便利となり豊かなものとなってきたが、その反面で公害や自然環境の破壊、資源やエネルギーの大量消費等、環境への様々な負荷を生み、環境への影響が懸念されるようになってきた。

私たちは、だれもが良好な環境の下で健康で安全かつ文化的な生活を営む権利を有するとともに、将来の世代にその恵みを引き継ぐため、良好な環境の保全と創造に努め、自然と調和した健全で持続可能な発展をめざしていかなければならない。

私たち一人ひとりが共に力を合わせ、良好な環境の保全と創造に向けた取り組みを推進し、人と自然を思いやる文化と活力に満ちた湘南にのみやを創るために、この条例を制定する。

### (目的)

**第 1 条** この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境保全等の施策の基本となる事項を定めることにより、環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野性生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することをいう。

### (基本理念)

**第 3 条** 環境保全等は、町民の健康で安全かつ文化的な生活を営むうえで欠くことのできないものである。町、町民及び事業者は、これを将来にわたり維持向上させ、現在及び将来の町民がこの恵みを楽しむことができるよう積極的に推進するものとする。

- 2 町、町民及び事業者は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会の実現をめざして、エネルギーの合理的な利用、資源の循環的な利用その他環境保全等に関する行動につ

いて、それぞれの役割に応じた責務を果たすため積極的に取り組むものとする。

- 3 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、町、町民及び事業者がそれぞれの事業活動及び日常生活においてその保全の必要性を認識しつつ、積極的に推進するものとする。

(町の責務)

**第4条** 町は、基本理念に基づき、環境保全等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、町は、基本理念に基づき、環境資源を適正に管理し、自らの施策の実施にあたっては、環境への負荷の低減その他環境保全等に必要な措置を講じなければならない。
- 3 町は、国や県その他の地方公共団体と連携し、環境保全等に努めなければならない。

(町民の責務)

**第5条** 町民は、人と環境との関わりを深く認識し、その日常活動に伴う環境への負荷の低減及び地球環境の保全に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、町民は、基本理念に基づき、環境保全等に自ら積極的に努めるとともに、町が実施するこれらの施策に参加し、協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

**第6条** 事業者は、その事業活動を行うに当たり、基本理念に基づいて、これに伴う環境への負荷の低減その他環境保全等に必要な措置を講ずるように努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念に基づき、環境保全等に自ら積極的に努めるとともに、町が実施するこれらの施策に参加し協力するように努めなければならない。

(基本的な施策)

**第7条** 町は、環境保全等に関する基本理念の実現を図るため、次に掲げる施策を重点的に推進するものとする。

- (1) 美しい渚の保全 海岸の松林の保全や自然と建築物等の調和のとれた景観の形成に努め、海岸の浸食防止を国や県とともに推進すること。
- (2) 自然環境の保全 丘陵地等の緑地や生態系の保護に努めるとともに、その良好な自然環境を保全すること。
- (3) 快適な生活環境の確保 地域の環境美化の推進や緑の創造に努めること。
- (4) 健康で安全な生活環境の保全 公害の対策の推進や有害化学物質の安全対策に努めること。
- (5) 廃棄物の排出抑制等 廃棄物の発生を抑制し、適正に処理するとともに、資源の循環的な利用やエネルギーの有効利用を推進すること。
- (6) 地球環境の保全 地球温暖化防止対策等の地球環境の保全のための施策を推進すること。
- (7) 環境の創造と町民参加 町民の参加協力を得て、環境の保全等に必要な施策を推進するとともに、環境の保全等を目的とした団体との連携を進めること。
- (8) 環境管理システムの展開、庁内の環境管理の推進に努めるとともに、事業者等の自主的な環境管理を促進すること。

(環境基本計画)

**第8条** 町長は、環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境保全等に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境保全等に関する目標及び基本的な施策

(2) 環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ町民の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、二宮町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境審議会)

**第9条** 環境保全等に関する基本的事項を調査審議するため、二宮町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関する事項

(2) 環境保全等に関する重要事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事項

(調査研究)

**第10条** 町は、環境保全等に関する施策を適正に推進するため、必要な調査研究を行なうものとする。

(活動への支援)

**第11条** 町は、町民及び事業者が自主的に行なう環境保全等に関する活動を支援するため、必要な措置を講ずるとともに、環境保全等に関する理解を深めるため、環境学習の推進に努めなければならない。

(委任)

**第12条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

二宮町第2次環境基本計画に関する諮問・答申

< 諮問 >

二 発 第 803 号  
平成 23 年 5 月 16 日

二宮町環境審議会  
会長 藤田成吉 様

二宮町長 坂本孝也

二宮町環境基本計画の策定について（諮問）

二宮町環境基本条例第8条第3項の規定に基づき、二宮町環境基本計画の策定について諮問  
します。

< 答申 >

平成 24 年 3 月 28 日

二宮町長 坂本孝也 様

二宮町環境審議会  
会 長 藤田成吉

二宮町環境基本計画の策定について（答申）

平成 23 年 5 月 16 日付、二発第 803 号をもって、当審議会に諮問のありました二宮町環境基本計画については、環境基本計画策定部会を設置して審議を重ねてまいりましたが、このたび審議を終了いたしましたので、別添の通り答申いたします。

町長におかれましては、この答申を踏まえ二宮町の環境保全等に関する基本的な計画を策定され、着実な推進に努められるよう要望いたします。

なお、第2次環境基本計画の実施・推進にあたっては、町民、事業者、町の連携・協力のもと、他の分野の施策等とも横断的に連携しつつ、二宮らしい環境活動が継続的に推進されることを強く期待いたします。

## 二宮町環境基本計画の策定経過

### < 二宮町環境審議会の検討経過 >

開催日	検討内容
平成 23 年 5 月 16 日	<p>第 1 回二宮町環境審議会</p> <p>( 1 ) 二宮町環境基本計画の策定について ( 諮問 )</p> <p>( 2 ) 次期環境基本計画の策定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画策定の背景と目的</li> <li>・ 二宮町の現状と取組</li> <li>・ 環境問題をめぐる動向</li> <li>・ 計画の対象</li> <li>・ 計画の基本的な考え方</li> <li>・ 検討の進め方</li> <li>・ 環境に関する町民アンケートについて</li> </ul>
平成 23 年 6 月 28 日	<p>第 2 回二宮町環境審議会</p> <p>( 1 ) 次期環境基本計画の策定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の基本目標について</li> <li>・ 計画の推進方策について</li> <li>・ 環境に関する基礎データについて</li> <li>・ 環境に関する町民アンケートの調査結果について</li> <li>・ 環境基本計画策定部会について</li> </ul>
平成 23 年 10 月 3 日	<p>第 3 回二宮町環境審議会</p> <p>( 1 ) 次期環境基本計画の策定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間とりまとめ ( 案 ) について</li> <li>・ 計画書の目次構成について</li> <li>・ 環境基本計画策定部会での検討結果について</li> <li>・ 計画の推進方策について</li> </ul>
平成 24 年 3 月 28 日	<p>第 4 回二宮町環境審議会</p> <p>( 1 ) 「二宮町第 2 次環境基本計画 ( 素案 )」に対する意見等募集の結果について</p> <p>( 2 ) 第 2 次環境基本計画実施計画策定について</p> <p>( 3 ) 平成 22 年度環境基本計画実践行動計画進捗状況について</p> <p>( 4 ) 第 2 次環境基本計画策定について ( 答申 )</p>

## &lt; 次期環境基本計画策定部会の検討経過 &gt;

開催日	検討内容
平成 23 年 7 月 15 日	第 1 回低炭素社会部会 ( 1 ) 計画の基本目標について ・ 計画の 3 つの基本目標について
平成 23 年 7 月 21 日	第 1 回生物多様性部会 ( 1 ) 計画の基本目標について ・ 計画の 3 つの基本目標について
平成 23 年 7 月 28 日	第 1 回循環型社会部会 ( 1 ) 計画の基本目標について ・ 計画の 3 つの基本目標について
平成 23 年 8 月 10 日	第 2 回低炭素社会部会 ( 1 ) 低炭素社会の形成に関する施策について ・ 基本的施策について ・ 事業等について
平成 23 年 8 月 12 日	第 2 回循環型社会部会 ( 1 ) 循環型社会の実現に関する施策について ・ 基本的施策について ・ 事業等について
平成 23 年 8 月 20 日	第 2 回生物多様性部会 ( 1 ) 生物多様性の保全に関する施策について ・ 基本的施策について ・ 事業等について
平成 23 年 11 月 9 日	第 3 回生物多様性部会 ( 1 ) 生物多様性の保全に関する施策について ・ 計画の推進方策について ( 2 ) 環境基本計画 ( 素案 ) について
平成 23 年 11 月 9 日	第 3 回低炭素社会部会 ( 1 ) 低炭素社会の形成に関する施策について ・ 計画の推進方策について ( 2 ) 環境基本計画 ( 素案 ) について
平成 23 年 11 月 17 日	第 3 回循環型社会部会 ( 1 ) 循環型社会の実現に関する施策について ・ 計画の推進方策について ( 2 ) 環境基本計画 ( 素案 ) について

## &lt; 意見募集の実施 &gt;

実施期間	意見募集の対象
平成 24 年 1 月 30 日 ~ 平成 24 年 2 月 15 日	二宮町第 2 次環境基本計画 ( 素案 ) について

## 二宮町環境審議会委員等名簿

### < 二宮町環境審議会 委員 >

選出区分	氏名	役職等	備考
町民 (1号委員)	露木 孝夫	二宮町地区長連絡協議会 会長	
	亀井 常彰	公募町民	
事業者 (2号委員)	鈴木 新王	二宮町商工会 会長	
	西山 文夫	二宮町農業委員	
学識経験を有する者 (3号委員)	土谷 美智代	地球温暖化防止活動推進員	
	藤田 成吉	東海大学教養学部人間環境学科 特任教授	
	三橋 智子	二宮町議会議員	
	野谷 悦	山西小学校 校長	
	渡辺 一法	神奈川県環境科学センター 所長	

: 会長                      : 副会長

### < 次期環境基本計画策定部会 メンバー >

部会	氏名	役職等	備考
生物多様性部会	三橋 智子	二宮町環境審議会 委員	
	野谷 悦	二宮町環境審議会 委員	
	西山 文夫	二宮町環境審議会 委員	
	宮下 雅光	都市整備課公園緑地班 副主幹	
	下條 博史	経済課産業振興班 副主幹	
	志賀 道郎	生涯学習課生涯学習班 副主幹	
循環型社会部会	露木 孝夫	二宮町環境審議会 委員	
	亀井 常彰	二宮町環境審議会 委員	
	藤田 成吉	二宮町環境審議会 委員	
	北川 慶太	教育総務課指導班 副主幹	
	和田 隆彦	生活環境課環境衛生センター班 副主幹	
	生井 悟士	生活環境課生活環境班 副主幹	
低炭素社会部会	土谷 美智代	二宮町環境審議会 委員	
	渡辺 一法	二宮町環境審議会 委員	
	鈴木 新王	二宮町環境審議会 委員	
	林 博孝	企画財政課企画調整班 副主幹	
	黒石 俊彦	公共施設課営繕検査班 副主幹	
	宮嶋 智也	都市整備課計画指導班 副主幹	

: 部会長

## 環境に関する町民アンケート調査結果（概要）

### （１）調査の概要

本調査は、「二宮町環境基本計画」（平成14年3月策定）の計画期間が平成23年度をもって終了するため、環境全般にわたっての課題、身近な環境の満足度、環境に配慮した日頃の取り組み等について、町民のニーズを把握し、計画に意見を反映できるよう調査を実施しました。

【対象者】	町内在住の18歳以上の男女 1,000人
【抽出方法】	無作為抽出
【調査方法】	郵送による配布及び回収
【調査期間】	平成23年5月11日（水）発送 ~ 5月25日（水）回答〆切
【回収結果】	有効回答数：454票（回収率：45.4%）

### （２）回答者の属性

#### 男女比

項目名	集計値	構成比
全体	454	100.0%
男性	212	46.7%
女性	240	52.9%
無回答	2	0.4%

#### 年齢構成

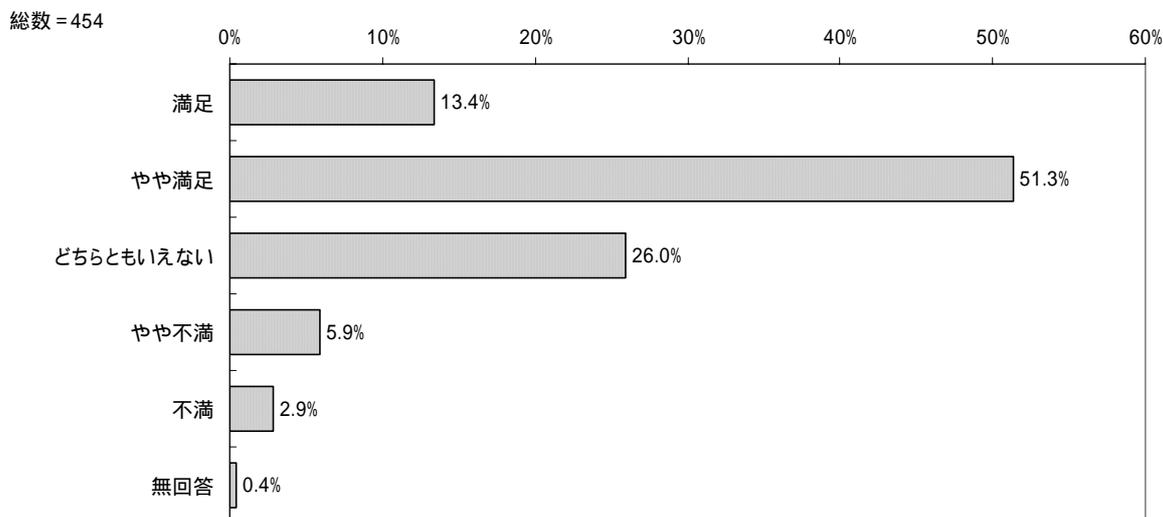
項目名	集計値	構成比
全体	454	100.0%
20歳未満	4	0.9%
20歳～29歳	31	6.8%
30歳～39歳	59	13.0%
40歳～49歳	61	13.4%
50歳～59歳	59	13.0%
60歳～69歳	112	24.7%
70歳以上	127	28.0%
無回答	1	0.2%

#### 居住年数

項目名	集計値	構成比
全体	454	100.0%
1年未満	9	2.0%
1年～4年	34	7.5%
5年～9年	34	7.5%
10～19年	95	20.9%
20年以上	281	61.9%
無回答	1	0.2%

### (3) 調査結果の概要

#### 二宮町の全体的な自然環境や生活環境の満足度

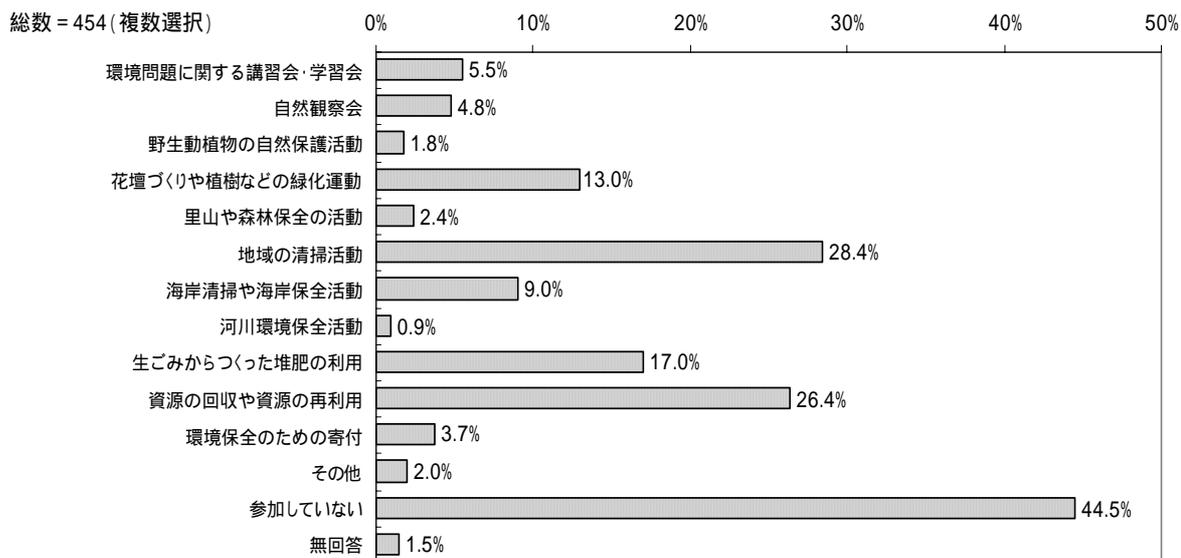


#### 町内の最も保全すべき環境・最も改善すべき環境

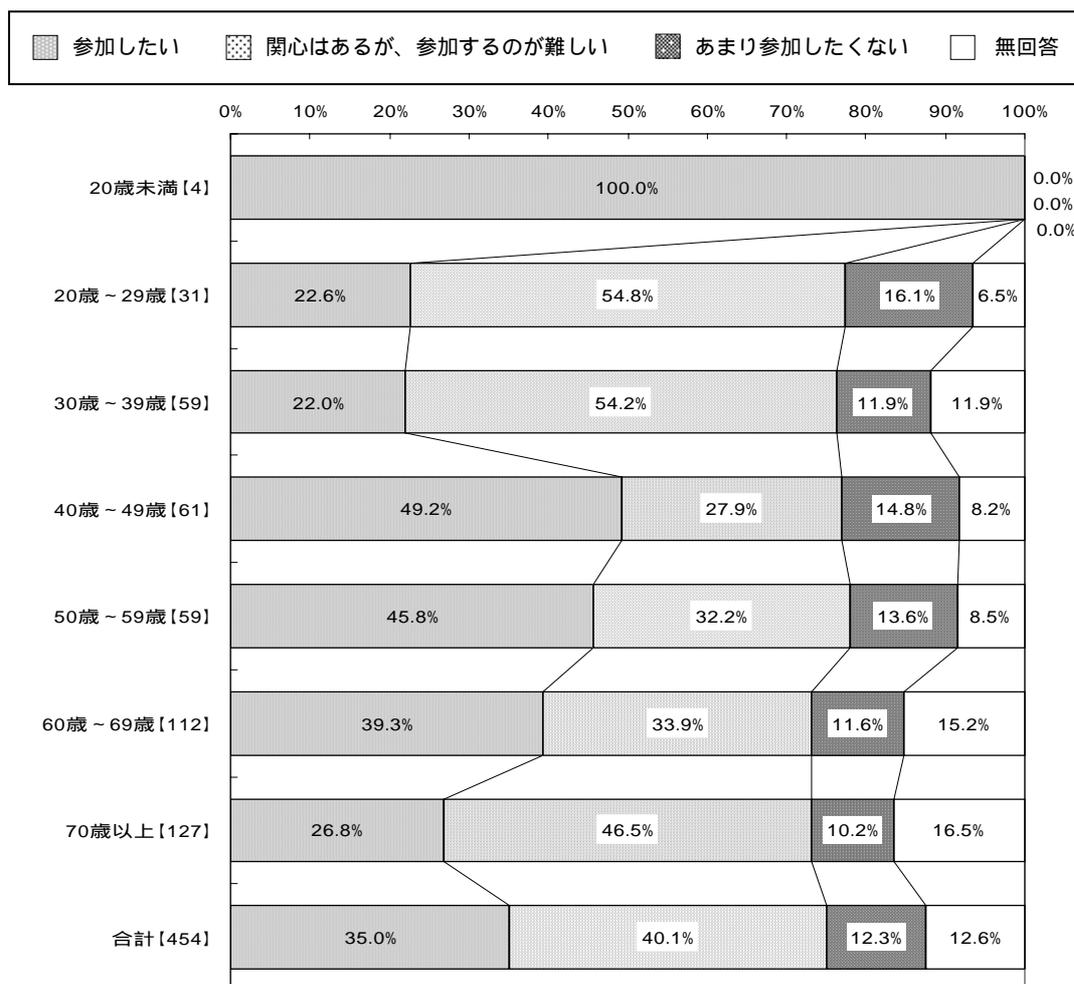
最も保全すべき環境（上位5位）	件数
全体	246
吾妻山の豊かな緑や眺望	88
町全体の緑の豊かさ	45
海岸や砂浜	27
きれいな川	16
里山の保全	16
その他	48

最も改善すべき環境（上位5位）	件数
全体	260
葛川をはじめとする河川の浄化	61
道路・交通環境の改善（歩道の確保、交通量）	39
海岸・砂浜の改善	35
ゴミ問題の改善（ポイ捨ての多さ、収集場所、集積場）	25
二宮駅前周辺環境の改善	12
その他	88

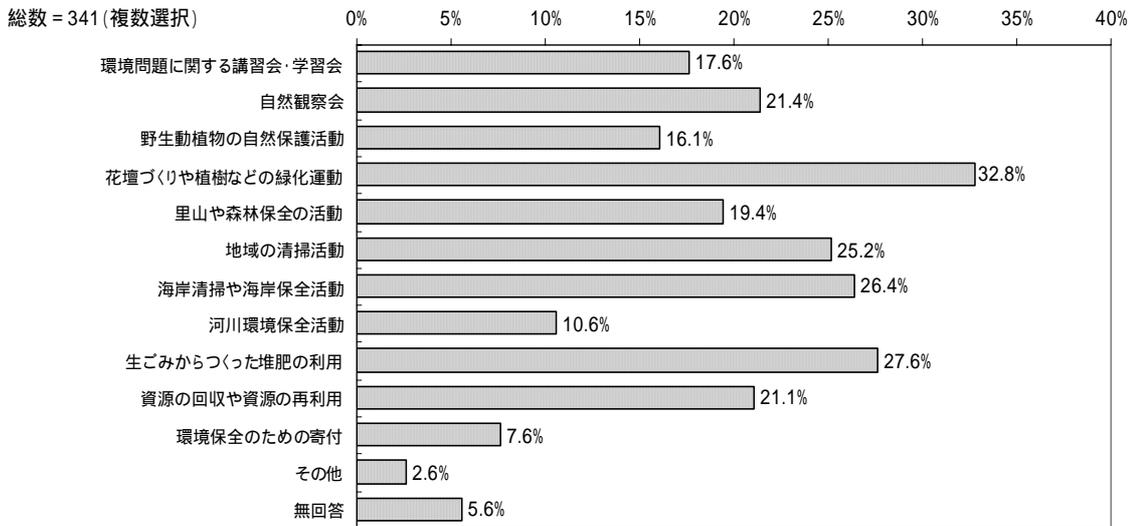
### 個人や団体に現在行っている環境活動



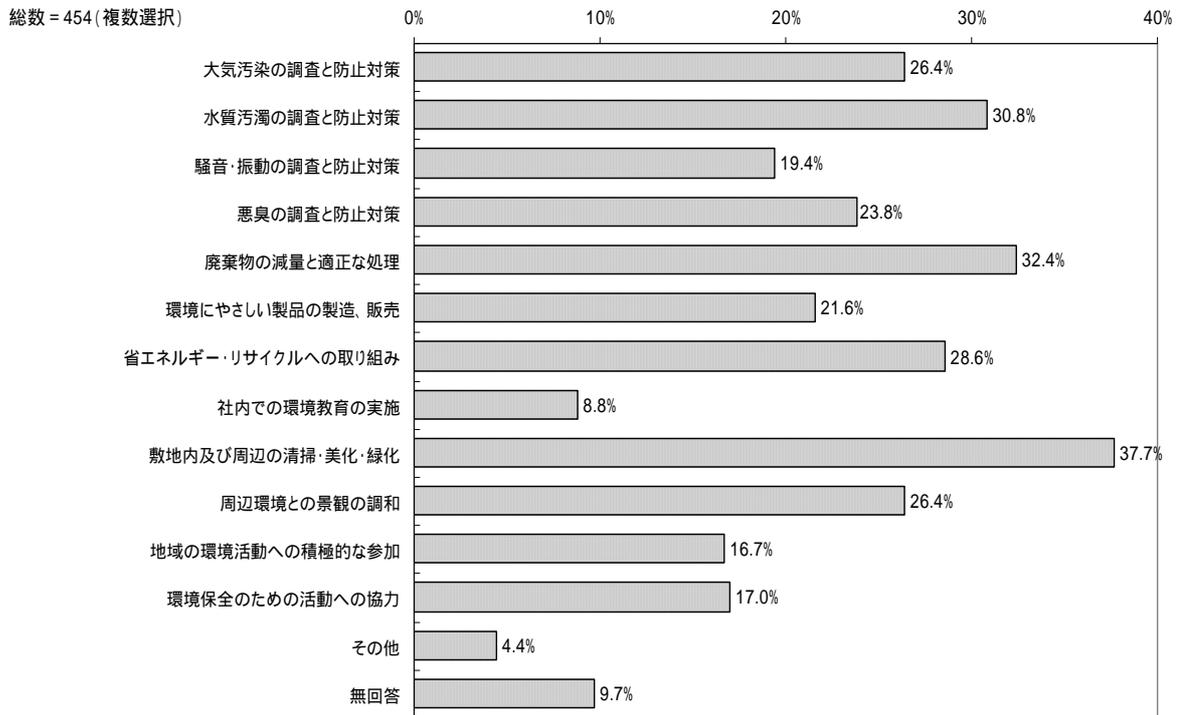
### 「今後の環境活動への参加意向」×「あなたの年齢」



### 今後参加したい環境活動



### 町内の事業所に取り組んでほしいこと



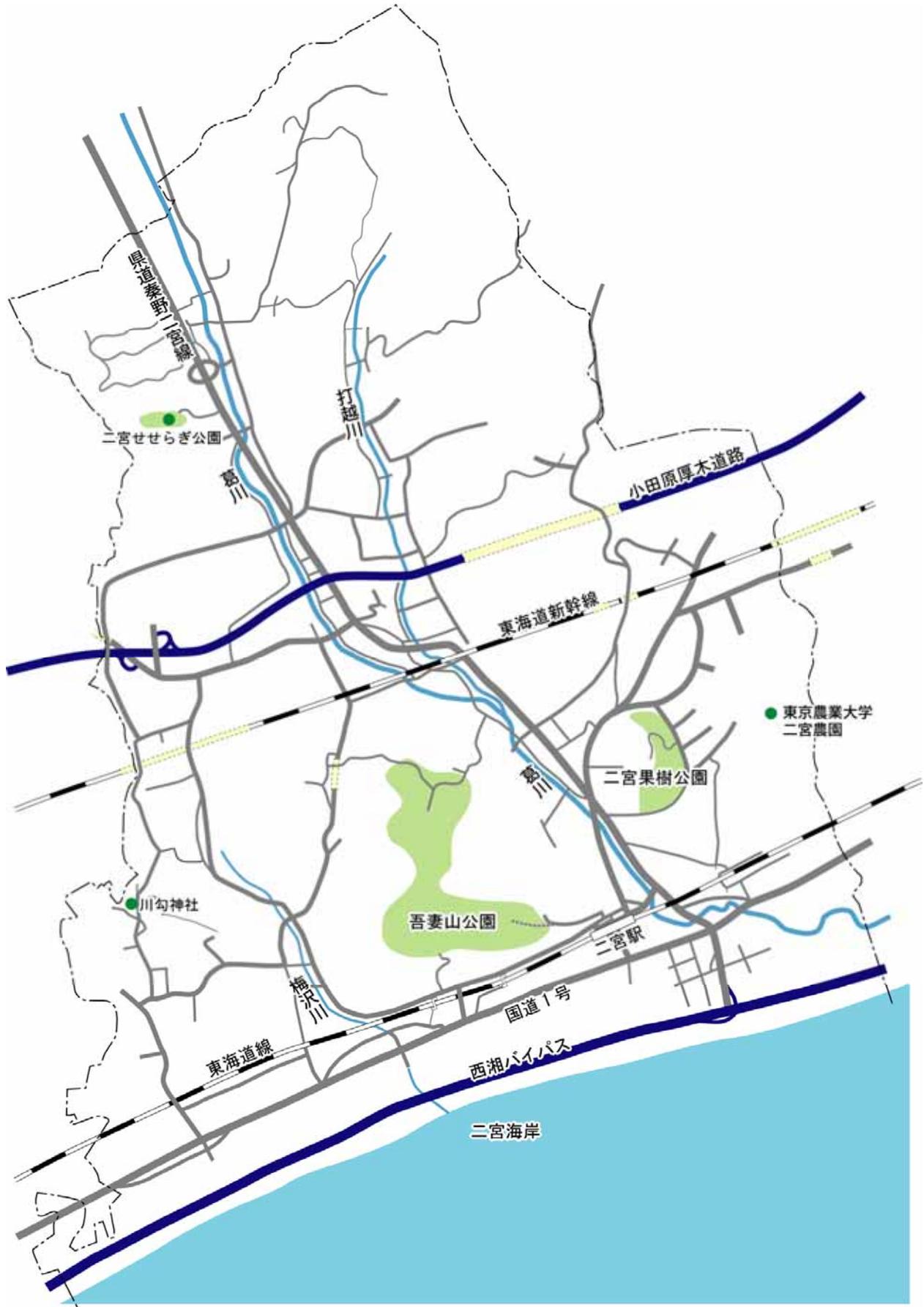
## 自由意見

自由意見は、有効回答数 454 件のうち、208 件の回答がありました。寄せられた回答の中から、内容ごとに分類し、意見を整理すると以下のとおりです。

記載内容区分	件数
吾妻山について	24
丘陵地や谷戸について	4
葛川などの河川・下水処理について	12
海や海岸について	15
動植物・緑の保全について	17
ごみの分別回収・清掃について	30
ごみの不法投棄・ポイ捨てについて	6
省エネルギーについて	4
快適な生活環境（大気・悪臭・騒音、景観）について	26
子どもたちが遊べる公園などについて	18
環境・まちづくり行政について	32
商店街や事業所について	12
町民・行政との協働について	17
歩行者・自転車・車の交通などについて	57
防災・防犯・安全について	22
情報提供について	16
その他	5

件数には、複数回答を含む。

## 二宮町概略図



---

## 二宮町第2次環境基本計画

---

発行年月 平成24年3月  
発行 二宮町  
編集 二宮町町民生活部生活環境課  
〒259-0196  
神奈川県中郡二宮町二宮961番地  
電話(0463)71-3311(代表)